

Title	第三帝国における軍事費の手形金融
Sub Title	Finanzierung der Militärausgaben durch Wechsel im Dritten Reich his zum Ausbruch des Zweiten Weltkrieges
Author	大島, 通義
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1986
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.79, No.1 (1986. 4) ,p.58- 90
JaLC DOI	10.14991/001.19860401-0058
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19860401-0058

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第三帝国における軍事費の手形金融

大 島 通 義

目 次

- § 1. 従来の軍事費統計について
- § 2. 雇用創出手形金融における軍事費
- § 3. メフォ手形による軍事費の調達
- § 4. メフォ手形の制度と特殊手形の流通
- § 5. 第二次大戦開始までの軍事費の推移

§ 1. 従来の軍事費統計について

第三帝国の財政への接近を試みるとき、問題は軍事財政に始まり軍事財政に終わると言ってもよい、それほどに軍事財政が、1933年から1945年の時期のドイツ財政に決定的な役割を演じていたことが明らかになる。だが、戦後40年を経た今日なお、当時の軍事財政についてわれわれはどれほどのことを知っているのだろうか？ 1939年8月末の第二次世界大戦の開始にいたる間の第三帝国における軍事費の規模と内容に限って従来の研究結果を整理するならば、数多くの試みが世に問われてきたにもかかわらず、それは結局、第1表に掲げたところに⁽¹⁾尽きる。

第1表I欄の統計は、終戦後まもない頃に旧ライヒ大蔵省の残務整理機関によって作成された統計にもとづくものと見られるが、⁽²⁾「国防軍、軍備等」という項目の内容についてはいかなる説明も加えられていない。同表II欄の統計は、ライヒ行政省関係の軍事裁判のためにW.ゲンスケ（終戦までライヒ大蔵省総務局に勤務）が作成したものであり、そこでの軍事費の範囲は、ライヒ歳計第VIII款（国防相、陸軍および海軍）と第XVI款（航空相、空軍および防空）の歳出決算額と、メフォ手形金融

注(1) これらの統計をそのまま、もしくは、四捨五入程度の変更を加えて利用している文献は別として、これらと異なる統計を掲げているのは、次の文献である。Protokoll des Prozesses gegen die Hauptkriegsverbrecher, Einnahme Schacht, in: *TMWC* [1949: 41: 249]; Schweitzer [1958: 617]; Kuczinski [1963: 128]; Schweitzer [1964: 331]; Caroll [1968: 186]; Eichholtz [1969: 31] なお、1939年までの軍事支出の諸統計について総括的展望を試みたものとしてHennig [1975]を参照されたい。同様の試みは、これに依拠しつつVolkman [1979: 246f.]によってもおこなわれている。ただし、この両論文には、種々の軍事費統計の年度別と暦年別の区別について誤解があることを付言しておく。

(2) その数値は、1946年にソヴィエト占領地域の中央統計局が公表したもの（ただし、1934、36、37年度の数値を欠いている）と同じである。Karteiblatt: "Die Kriegsfinanzierung in Reichshaushalt", in: *Deutsche Verwaltung für Statistik der sowjetischen Besatzungszone* [1946-Oktob.]

第三帝国における軍事費の手形金融

第1表：従来の軍事費統計（1933～1939年度）

年 度	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939
I. アメリカ軍占領地域州評議会作成の統計（10億RM） ¹⁾							
1. ライヒ政府の総支出	8.1	10.4	12.8	15.8	20.1	31.8	52.1
2. 国防軍、軍備等	1.9	1.9	4.0	5.8	8.2	18.4	32.3
II. W. ゲンスケ作成の統計（100万RM） ²⁾							
1. 国防省	(2.2)	3.3	4.8	127.5	346.4	452.0	257.6
2. 陸軍	(475.5)	1,009.9	1,391.8	3,020.4	3,989.7	9,136.9	5,611.3
3. 海軍	(192.2)	297.3	339.0	448.5	678.6	1,632.4	2,095.4
4. 空軍	(75.7)	642.3	1,035.7	2,224.7	3,257.9	6,025.9	3,941.7
メフォ手形	(745.8)	1,952.8	2,771.3	5,821.1	8,272.4	17,247.2	11,906.2
メフォ手形	(?)	2,145	2,715	4,452	2,688	—	—
合 計	(?)	4,097.8	5,486.3	10,273.1	10,960.4	17,247.2	11,906.2

資料出所および注記：

1) Länderrat des amerikanischen Besatzungsgebietes [1949: 555]

2) Genske [1948: Table IV] この文書では、1934年度の合計額は“4,697.8 Mill. RM”とされているが、これは誤記である。また、この金額は、従来の研究では Stuebel [1951: 4129] も含めて例外なく“4,197 Mill. RM”と誤って引用されている。なお、II欄の1939年度のコラムは、1939年4～8月の支出額とされている。括弧内の1933年度のコラムは、ゲンスケの基準（本文での説明参照）にしたがって筆者が補ったものである。

支出額（同手形の年度末流通在高の対前年度末増加額）との合計額からなっている。ほとんど信じられないことだが、第三帝国における軍事費について知りうることは略これに尽きると言ってよい。たとえば、人件費と物件費の構成も明らかではなく、ましてや、武器、弾薬、機材の生産、艦船建造、航空機製造等の三軍の基本的な装備にかんする支出の規模やその推移は、確認すべくもないのである。⁽³⁾

軍事費統計におけるこのような空白を生み出した最大の原因は、1933～1937年度における軍事費の手形金融の実態が今日なお深い霧に包まれていることにある。とりわけメフォ手形による軍事費の調達については、1937年度までの担当部局の極度の秘密主義と戦争末期における関係記録文書の湮滅と散逸に災いされて、戦後の軍事裁判において注目を浴びたにもかかわらず、その規模や用途の詳細は最近までほとんど知られずきた。しかし、こうした障害を多少とも克服しようとする試みが、近年、軍事史研究の側からなされつつある。軍事史を軍隊の編成や作戦の歴史としてのみ理

注(3) Erbe [1958: 25, 39] は、ナチス経済政策のマクロ経済分析にあたって、疑念が生ずることを承知で、統計の欠如を理由に、第1表II欄の合計額をもって住宅・交通への投資とならぶ公共投資支出とみなしている。理由はともあれ、粗雑な処理であることは事実である。

(4) Henke [1982: 564] これによれば、焼却された文書のなかには、ライヒ会計検査院所管のライヒ歳計決算にかんする資料も含まれていたとのことである。また、D(er). R(eichsminister). d(er). F(inanzen)., Vernichtungsverhandlung, RV 82/44 g. v. A. w., (den 9.) Nov. 1944, in: BA: R2/5153 によれば、ヴァイマル期の秘密再軍備、共同審査委員会、第三帝国における手形金融支出等にかんするライヒ大蔵省の記録文書ファイルは、1944年11月に焼却された。

解することを止め、武装権力の存立と行使の社会・政治・経済等の諸局面における意義に注目する最近の研究動向からすれば、ヒットラー政権下における再軍備の経済・財政・金融等の諸局面における作用は、軍事史研究の視野のなかに収められて当然であり、これによって軍事財政の実態も、断片的ながら人々の目に触れるようになってきた。⁽⁵⁾ そのための素材は、主としてドイツ連邦共和国の連邦文書館 Bundesarchiv (BA) と、その支館である軍事文書館 Bundesarchiv-Militärarchiv (BA-MA) 所蔵の国防軍関係の記録文書である。

他方、財政史そのものを考察の対象とする立場からしても、この空白を埋めるには、直接第一次資料にあたって事態の再構成を試みる他に道はないが、第三帝国の財政にかんするこの種の試みは、現在なお寥寥たるものがある。たしかに、財政にかんする記録文書や統計には、ライヒ歳計の複雑な仕組みや予・決算書における特異な記述方法の故に容易に接近しがたいものがあり、とりわけ第三帝国の軍事財政については記録文書が存在しないか、存在しても、実際におこなわれた財政処理を隠蔽するための操作が加えられている場合が多い。⁽⁷⁾ だが、そのような限界を負っているにせよ、連邦文書館にその大半が所蔵されているライヒ大蔵省の記録文書と、1933年度以降非公開とされたとはいえ執務用に作成され、今日一般に利用可能なライヒ歳計決算書とが、第三帝国の軍事財政に接近するうえでの不可欠の手掛りであることに変わりはない。⁽⁸⁾ 本稿は、軍事および財政にかんする当時の記録文書の考証を基礎に、第三帝国の軍事財政、とくにその手形金融の実態を解明し、研究上の空白を若干なりとも埋めることを意図したものである。

その結果をあらかじめ要約するならば、第1表I欄の統計は概念の不明確さから検討の対象としたいのでおくこととして、II欄の統計は、まず、総額はともかく各年度における歳出と手形金融支出の関係について、重要な事実を見落としていることを指摘しておかねばならない。問題は、メ

注(5) Geyer [1975]; [1981] を参照されたい。

(6) Witt [1982: 389ff.] のヴァイマル期の財政統計にかんする問題点の指摘は、第三帝国の財政統計についても当てはまる。

(7) 後に述べるメフォ手形の早期償還がその好例である。また、ライヒ政府の貸付残高の推移にかんする Petzina [1980: 84ff.] や Boelcke [1985: 22] の叙述の基礎となっている“Zusammenstellung der Darlehen aus Haushaltsmitteln”なる文書(ライヒ大蔵省が各年の4月1日現在で作成したもの。筆者の知るかぎり、1932年については BA: R2/18413, 1939年については BA: R2/5157, 1943年については BA: R2/17605 所収)には、将兵用の住宅資金の貸付以外の軍事関係の貸付残高は含まれていない。

(8) 1933年度以降、ナチス治下では歳計決算書は公表されなかったが、1941年度決算までは執務用に印刷されており、連邦文書館において利用可能である。Reichshaushaltsrechnungen 1933-1941, in: BA: RD 47/3. 1942~44年度の決算については、印刷用の原稿は残されているとのことだが、筆者が利用できたのは1943年度までのその要約である。ただし、決算書の記載には様々な偽装がほどこされており、関連記録文書との照合なしには正確な理解がむずかしい場合が多い。いずれにせよ、戦後の研究史において決算書を利用した例はほとんど皆無である。唯一の例外は Ries [1964] だが、関連記録文書との照合に綿密さを欠くため、筆者が軍事費について後に指摘するメフォ手形の早期償還の事実を見落としている。財政関係の記録文書として、これ以外に、ドイツ民主共和国中央国家文書館 Zentrales Staatsarchiv der DDR, Abtl. Potsdam には、ライヒ大蔵省の記録文書の一部とライヒ会計検査院の記録文書の大半が所蔵されている。Lachmann [1965] に引用されているところからすれば、後者のなかには、軍需契約とその実行や軍と企業の関係を示す貴重な資料が含まれているようである。筆者自身は、1965年にそのうちの僅かの文書ファイルを開覧したのみで、それ以後利用許可を得られないため、その考証は今後の課題とせざるをえない。

第三帝国における軍事費の手形金融

メフォ手形金融支出の額を、W. ゲンスケのようにその年度末の流通在高の対前年度末増加額とすることでよいのかにある。この点の検討に立脚した筆者の試算によれば、手形金融がおこなわれていた1933～1937年度のドイツの国防軍支出約324億RM（＝ライヒスマルク、以下同じ）のうち、3分の2弱の207億RMは手形金融によるものであり、そのうちメフォ手形によって調達されたのは204億RMである（従来の説では120億RM）。この差異を強調するのは、通常の歳出が国防軍の維持・管理に必要な経常的支出に充てられていたのにたいして、手形金融資金は武器製造とそのための生産施設の建設等の軍備増強のために支出されていたと考えられ、歳出と手形金融支出のそれぞれの規模とその推移を実態にそくして把握することが、この間の軍事財政が経済過程にたいして及ぼした作用を分析するうえで是非とも必要だからである。また従来の研究では、メフォ手形による軍事費の調達が本格的に実行されるようになったのは、早くも1934年以降だとされてきたが、すくなくとも陸軍においては、それは1933年秋頃から既に、少なからぬ規模において実行されていたことを明らかにしておきたい。第三の問題は、メフォ手形の制度についてである。従来の研究では全く気付かれていないことだが、1936年2月にはメフォ手形の制度に重要な修正が加えられた。この修正は、メフォ手形の流通状況にかんする通貨当局の誤算と懸念を反映するものだったと思われる。筆者の分析の結果は、主としてこれらの点において従来の研究と異なっている。以下においては、この手形金融の制度を概観しながら、雇用創出手形とメフォ手形による軍事費調達および手形流通の実態を明らかにする。そして、その一応の要約として、最後に、第二次世界大戦開始までの間の軍事費の推移にかんする統計を掲げることとする。

§ 2. 雇用創出手形金融における軍事費

周知のように、大恐慌期において、財政危機が深刻化するなかでブリューニング政権によって緊縮財政が進められたあと、1932年初頭より、労働組合等による雇用創出政策採用の要求が高まるのに応じて、政府部内でもその検討が開始され、パーペン政権による財政・経済政策の転換を契機に、一連の雇用創出計画が立案され、実施に移された。1932年9月に公表されたパーペン計画、1932年12月から準備され、翌年1月末、シュライヒャー政権更迭の直前に一応の決定を見た緊急計画、1933年3月のナチス政権によるその増額修正⁽⁹⁾、6月1日に公表された第一次ラインハルト計画、そして、9月21日の第二次計画がそれである。これらの雇用創出計画の資金調達方式として導入されたのが手形金融であり、その基本的な仕組みは、軍事費の資金調達にも受け継がれた。

政府支出の手形金融とは、経済不況のための税収が停滞するなかで、また、資本市場の不振のため公債の発行も困難な状況において、税収を上回る支出を可能にするために取られた資金調達方法

注(9) 大島〔1974〕を参照されたい。

である。具体的には、ライヒ政府・地方団体等の発注を受けた企業は、公共金融機関を引き受け手としてその代金請求額の手形を振り出し、ライヒ銀行の再割引保証のもとで銀行もしくは引き受け銀行団がこれを割り引き、所定の期限内にライヒ政府が決済することとされた。この場合、手形の期限は、パーペン計画にかんしては初発手形が3カ月、4回まで延長可能、したがって、振出後15カ月とされ、緊急計画と第一次ラインハルト計画における雇用創出手形の期限は、手形の延長を含めて1938年4月1日までとされた。この間、ライヒ政府は手形債務にかんする支払い義務の保証として、パーペン計画の場合には予算に年々の手形償還額を計上することを公約し、緊急計画の場合には相当額の租税証券をライヒ銀行に預託し、さらに第一次ラインハルト計画の場合には、労働国庫証券を発行することとされた。また、手形の引き受け手としての公共金融機関は、ドイツ公共事業協会(Öffa)、ドイツ土地建物銀行、ドイツ債券銀行等だった。他方、事業主体である地方公共団体等は、受注企業の振り出した手形額相当の債務をライヒ政府に負うことになり、原則として当該事業資産の耐用年数を超えない期間(最短15年、最長40年)内にライヒ政府にこれを返済しなければならぬこととされた。⁽¹⁰⁾

ところで、ここでの問題は、これらの雇用創出計画支出における軍事費、もしくは、国防軍支出である。この意味において注目されるのは、緊急計画とその増額修正、そして、第一次ラインハルト計画におけるライヒ直轄事業の使途である。

雇用創出計画の資金が軍事目的に充当されたのか否かという問題への戦後の研究者の関心は、政権獲得初期におけるヒットラーの言明に触発されたところが大きかったように見える。すなわち、ヒットラーは、1933年2月9日の雇用創出にかんする政府委員会において軍備の重要性を強調し、緊急計画は再軍備の実行にとって最適のものであり、また、再軍備を政治的に偽装する手段でもあると述べた。⁽¹¹⁾ この言明が爾後の雇用創出計画の立案と実行にどのように作用したのかが問われ、主として緊急計画において軍事目的の事業が採用されたとする見解と、⁽¹²⁾ さきのヒットラーの言明は単なる意図の表明の域を出るものではなく、雇用創出諸計画はもっぱら軍事以外の目的に役立てられたとする見解とが示されてきた。⁽¹³⁾

注(10) D. R. d. F., Ar 4024f-5 I, "Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen der Reichsregierung 1932 bis 1935", den 11. Aug. 1937, in: BA: R2/13716.

(11) Sitzung des Ausschusses der Reichsregierung für Arbeitsbeschaffung. 9. Febr. 1933, 17 Uhr, in: Reppen et al. [1983: 1: 62f.]

(12) Petzina [1967: 42ff.]; 大島 [1974: 41f.]; また、Stelzner [1976] は、アウトバーン建設および自動車産業に注目して、軍備と雇用創出との関係を論じている。

(13) 意図の表明であると強く主張するのは、Wolffsohn [1977: 112] である。彼は、そのような観点から、第一次ラインハルト計画に軍事関係の事業が含まれていないことは勿論として [同上: 463 Anm. 7], 緊急計画にも軍事目的の事業は採用されなかったと主張し、その根拠として Wa Wi (I), Aktennotiz über die Besprechung beim Wehramt am 19. 5. 1933, den 20. Mai 1933, in: BA-MA: RH 8/1004, Wi IF 5/370 を挙げているが、その理解には疑問がある。彼が引用している上記 Aktennotiz の一節、すなわち、「直接の純粋な軍備の要求は、この計画では考慮されない、…」における「この計画」は、彼が理解したように「緊急計画」を指すのではなく、この

第三帝国における軍事費の手形金融

だが、前者の見解をとってきた筆者も含めて戦後の研究は、その際、ヴァイマル期における国防軍の秘密再軍備をめぐる様々な企図と雇用創出計画をめぐる国防軍の行動との連続性を見過ごしてきたのではなかろうか。最近の研究が明らかにしているように、すでに1920年代の後半以来、再軍備⁽¹⁴⁾にかんする多年度計画の立案とその実行という方式が導入され、これを基軸に、一方においては国防軍と民間の軍需企業とのあいだに密接な利害の共同関係が形成され、他方では、国防省とライヒ一般行政省とのあいだで、さらには州レベルでの行政機関とのあいだで、たとえばライヒ道路網の建設が協議の対象となり実行されていた。ヴァイマル期における秘密再軍備は、軍備自体の再建であれ、また、軍備関連の公共投資であれ、決して国防省のみの孤立した企図ではなかったのである。

ところで、大恐慌の発生とともに、国防軍もまた財政の緊縮を余儀なくされ、特権的地位を認められたものの、⁽¹⁵⁾軍備拡張のための財源は見出せない状況に置かれた。そのなかで、1932年初頭以来政府の内外において要求され検討されるにいたった雇用創出政策は、他省庁の協力による軍事投資を經常財源の枠のそとで実行する恰好の機会として、国防軍が注目するところとなった。雇用創出政策の一環として軍備に必要な事業をおこなうという構想は、このように、ヒットラーを待つまでもなく国防軍当局がすでに主張していたものだった。国防軍のこの主張を表面化させたのが、4月13日付のライヒ国防相グレーナーのライヒ首相ブリューニク宛の書簡⁽¹⁶⁾である。

グレーナーは、失業者の可能なかぎりすみやかな就労という内政的・社会的必要と、産業および通商の回復による失業者の計画的・持続的な吸収という経済上の必要を同時に解決するものとして軍備の拡充こそが最適であるとし、あわせて軍備の著しい遅れと財政の窮乏を考慮して、当時検討が進められていた雇用創出計画において年額2億RMを5年間にわたって地上軍および空軍の軍備および要塞建設のために支出することを求めている。この提案は、ジュネーヴにおける軍縮交渉の経緯⁽¹⁷⁾にたいする配慮からブリューニクの容れるところとはならなかった。だが、重要なことは、このような秘密再軍備の経験と実績を背景に、国防軍は、いまや、1932年度をもって完了する第一次軍備計画のあとをうけて1933年4月からは第二次軍備計画 *Rüstungsprogramm* を発足させるべく、この時点での予想資金規模10億RMの資金調達の可能性を模索していたことである。あわせて

Aktennotiz 全体がそのために作成された「ライヒ政府の四カ年計画」を指していると理解すべきである。この後者の「四カ年計画」に採択されたのは、国防省関係では「直接の純粋な軍備」ではなくライヒ防衛措置関係の事業であり、「直接の純粋な軍備」として採用されたのは空軍の支出である。そして、このことと *Aktennotiz* の叙述とは矛盾しない。いずれにせよ、緊急計画および第一次ラインハルト計画によって軍事目的の事業が遂行されたことは、本稿での資料考証によって明らかだろう。Benett [1979: 342 Fn. 66] も、筆者と同じ趣旨で Wolffsohn に反論している。

注 (14) Geyer [1978]; Hansen [1978] を参照されたい。

(15) Oshima [1980: 203ff.] を参照されたい。

(16) Der Reichswehrminister, an den Reichskanzler, den 13. Apr. 1932, in: Geyer [1975: 152f.]

(17) Brüning [1970: 572f.=1977: 下: 695]

国防軍は、兵員増強を中心とした陸軍再編成計画 Umbauplan をも1933年度から実行に移すことを意図し、1932年11月7日には、国防相シュライヒャーの承認を得ていた⁽¹⁸⁾のである。雇用創出計画のなかに軍備目的の事業が採用されていったこれ以降の過程は、ヒットラー政権の登場によって国防軍が政権の側からの全面的な支持を期待しうるようになったという状況変化の意義は大きいとしても、基本的にはむしろ、このような背景との関連において理解すべきことだと思われる。

シュライヒャー政権のもとで雇用創出手形の発行とライヒ銀行によるその再割引保証を軸とした緊急計画の立案が進むにしたがって、国防軍当局による雇用創出計画資金割り当ての要求はあらた

第2表：雇用創出計画の概要（計画別，目的別）（100万RM，括弧内：％）

支出目的	手形金融 ¹⁾				ライヒ歳出	その他	総計
	パーベン 計画	緊急計画	第一次ライ ンハルト 計画	合計			
I. 運輸・交通	166.2 (57.9)	143.0 (23.9)	238.5 (23.9)	547.7 (29.1)	—	1,877.6 ²⁾	2,425.3 (42.1)
II. 住宅・国土開発	19.8 (6.9)	19.7 (3.3)	177.7 (17.8)	217.2 (11.5)	1,055.7 ³⁾	—	1,272.9 (22.1)
III. 農業	76.8 (26.8)	178.2 (29.8)	154.4 (15.5)	409.4 (21.8)	—	—	409.4 (7.1)
IV. 経済振興	24.3 (8.5)	67.4 (11.3)	381.9 (38.3)	473.6 (25.2)	—	—	473.6 (8.2)
V. 軍事：							
1. 陸軍	—	89.3	—	89.3	—	—	—
2. 海軍	—	35.7	—	35.7	—	—	—
3. 空軍	—	65.0	22.0	87.0	—	—	—
4. ライヒ防衛措置	—	—	22.1	22.1	—	—	—
計	—	190.0 (31.8)	44.1 (4.4)	234.1 (12.4)	—	—	234.1 (4.1)
VI. 社会保障	—	—	—	—	68.9 ⁴⁾	874.9 ⁵⁾	943.8 (16.4)
合計	287.1 (100.0)	598.3 (100.0)	996.6 ⁶⁾ (100.0)	1,882.0 (100.0)	1,124.6	2,752.5	5,759.1 (100.0)

資料出所：D. R. d. F., Ar 4024f-51, "Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen der Reichsregierung 1932 bis 1935", den 11. Aug. 1937, in: BA: R2/13716; "Tabellen über den Stand der wöchentlichen Bewilligungen und Auszahlungen im Rahmen des Papen-, Sofort- und I. Reinhardt-Programms bei den einzelnen Kreditinstituten", in: BA: R2/18656, 18656a, 18656b; "Übersicht über die Verteilung der Arbeitsbeschaffungsmittel auf die geförderten Maßnahmen und die Kreditanstalten", den 7. Jul. 1937, in: BA: R2/18412; Reichshaushaltsrechnungen 1932~1937, in: BA: RD 47/3; Stephan [1939].

- 注 1) 手形金融支出の計画額であり、付帯費用を含まない。
 2) 内訳：ライヒ・アウトバーン公社7億RM（手形金融支出，ライヒ政府事業としての1934年度における国道の維持・改造・建設のための手形金融支出1億7,000万RMを含む）；ライヒ鉄道10億6,700万RM（自己資金5,600万RM，租税証券発行による資金1億8,100万RMを含む）；ライヒ郵便1億1,060万RM（自己資金3,400万RMを含む）。
 3) 第二次ラインハルト計画による住宅修繕事業のための支出7億6,700万RMを含む。
 4) 需要調達証券AおよびBの償却。
 5) ライヒ職業紹介・失業保険庁による事業。
 6) これ以外に、「国家的に価値ある労働振興のための寄付」の受入および支出がある。本文での説明を参照されたい。

注 (18) Rautenberg [1973: 212ff.]

第三帝国における軍事費の手形金融

めて熾烈に展開された。これが功を奏して、ナチス政権のもとでの緊急計画の増額修正に際しては、その増額分1億4,000万RMのうち9,000万RMは国防軍に割り当てられることとなった。その結果、緊急計画の総額6億RMのうち、ライヒ直轄事業の名のもとに、陸軍には8,930万RM、海軍には3,570万RM、空軍には6,500万RM、合計1億9,000万RMが配分された⁽¹⁹⁾。これは、同計画の資金総額の約3分の1に相当する。

第一次ラインハルト計画については、その決定の直前の5月30日に、翌日開催される政府首脳会議に備えて、総額4億2,550万RMの要求がライヒ国防省からライヒ労働省に伝えられた。それは、「軍備および再編成を除くライヒ国防省の四カ年計画」と呼ばれるもので、うち、2億5,000万RMはライヒ国防省の直轄事業、1億7,550万RMは他の行政省所管の事業だった⁽²⁰⁾。その後の国防省と労働省の交渉経過は明らかではないが、手形引受金融機関の事後的な報告によれば、第一次ラインハルト計画中のライヒ直轄事業4,190万RM(計画値)のうちの1,909万RM(実績値)は空軍に割り当てられ、残額2,162万RM(実績値)は、ライヒ鉄道、同郵便、有限会社・経済研究協会(Wirtschaftliche Forschungsgesellschaft m. b. H., 1934年9月設立)を主体とした軍備目的の事業に充てられた⁽²¹⁾。この後者は、ライヒ防衛措置の一環をなすものだった⁽²²⁾。

なお、第一次ラインハルト計画にもとづいて「国家的に価値ある労働振興のための寄付」が集められ、その一部は軍事目的に充てられた。ライヒ大蔵省の1936年9月末の報告によれば、その総額は1億4,890万RMであった⁽²³⁾。別の資料によれば、この寄付金収入から、1933年度中に7,590万RMが軍事上の目的に支出されたことを確認できる。このうち、直接国防軍の使用に供されたのは6,660万RM(陸軍:1,650万RM、海軍:1,310万RM、空軍:3,700万RM)であり、残りの930万RMは、ライヒ鉄道および郵便を主体とするライヒ防衛措置関係の事業に充てられたようである⁽²⁴⁾。

これらの資金の軍部の側での管理については、記録文書によって次のことを確認できる。すなわ

注(19) Oshima [1980: 210ff.]を参照されたい。

(20) "Vortragsnotizen für die Chefbesprechung 31.5.33 über Arbeits-Beschaffung. Vierjahresplan des R. M. (ohne Rüstung u. Umbau)", in: BA-MA: RH 15/21.

(21) "Sondermaßnahmen des Reichs. Kontingents-, Darlehens- und Auszahlungsstatus der Spezialmaßnahmen", bearb. v. Öffa, vom Dez. 1933 bis Sept. 1936, in: BA: R2/18656.

(22) ライヒ防衛措置 Reichsverteidigungsmaßnahmen とは、国防経済の強化に必要とされた事業を、国防省との協議にもとづき、同省および一般行政省ないしライヒ鉄道、同郵便の支出をつうじておこなったものを指す。その考察は別の機会に譲ることとし、筆者が決算書と関連記録文書から確認しえたその支出の合計額のみを、第8表に掲げておく。

(23) D. R. d. F., Ar 4024f-5 I, "Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen der Reichsregierung 1932 bis 1935", den 11. Aug. 1937, S. 19, in: BA: R2/13716.

(24) D. R. d. F., Ar 4024f(10)-51 I, betr. Verteilung des Aufkommens an Spenden zur Förderung der nationalen Arbeit, den 6. Okt. 1933; Haushaltsabteilung (Marine), B Nr. EI 1461 II Ang., an Wehramt, den 17. Nov. 1933. いずれも BA-MA: RH 15/21 所収。ただし、上記の注(21)に掲げた資料によれば、この寄付によって、公共事業協会をつうじて1,030万RMが1933~36年度に支出されたとのことだが、その用途は不明である。本稿では、これはライヒ防衛措置に含められている。

第3表：雇用創出関係支出の年度別推移(1932～1938年度)(100万RM)

年 度	1932	1933	1934	1935	1936	1937	合 計
I. 手形金融支出							
1. 運輸・交通	57.9	247.1	175.9	39.5	18.0	4.4	542.8
2. 住宅・国土開発	—	78.0	102.2	24.8	7.2	2.7	214.8
3. 農 業	14.3	207.3	145.9	41.1	4.9	-0.6	412.8
4. 経 済 振 興	—	142.3	239.8	56.2	26.4	6.6	471.2
5. 軍 事：陸軍	—	50.1	35.0	4.0	0.2	—	89.3
海軍	—	32.8	2.9	—	—	—	35.7
空軍	—	53.0	23.8	5.2	2.1	0.0	84.1
ライヒ防衛措置	—	3.0	17.2	10.7	0.6	—	31.5
小 計	—	138.9 ¹⁾	78.9	19.8	2.9	0.0	240.6
合 計(I)	72.2	813.5	742.7	181.4	59.3	13.2	1,882.2
II. 歳 出 ²⁾	125.8	146.7	457.5	130.3	75.7	85.7	1938年度 103.0
III. 手形償還支出							
1. 手形償還	—	53.1	263.4	428.0	387.4	380.8 ³⁾	354.0
2. 付帯費用	2.5	38.3	73.3	55.6	38.6	20.2	2.8
合 計	2.5	91.4	336.7	483.6	426.0	401.0	356.8
【参考】							
1. 雇用創出計画事業主体のライヒ政府にたいする債務の返済							
a. 第七款(労働省)の歳入	—	—	5.2	13.9	26.5	81.6	118.7
b. 労働国庫証券償還基金の収入 ⁴⁾	—	—	74.9	64.8	65.1	...	—
計	—	—	80.1	78.7	91.6	81.6	118.7
2. 雇用創出手形の流通在高等(年度末)							
a. 流通在高 ⁵⁾ ①	72.2	832.6	1,311.9	1,065.3	737.2	369.6	—
②	...	854	1,307	1,046	—
b. 内：ライヒ銀行保有高	...	395	537	100	—
c. 支払保証証券流通在高							
(1) 4%利付き労働国庫証券	—	841.0	941.8	716.5	486.1	239.6	—
(2) 租税証券	—	600.0	547.1	409.3	273.2	135.0	—
計	—	1,441.0	1,488.9	1,125.8	759.3	374.6	—

資料出所：Reichshaushaltsrechnungen 1932-1938, in: BA: RD 47/3; *Wirtschaft und Statistik* 所収のライヒ債務月別統計；その他、第2表に同じ。

注 1) 第一次ラインハルト計画の「国家的に価値ある労働振興のための寄付」の支出6,660万RMを含まない。

2) このうち主なものは、第二次ラインハルト計画にもとづく住宅増改築奨励のための支出(1933年度2,180万RM, 1934年度3億9,570万RM, 1935年度6,060万RM)と、利子補償証券の償還(1934年度以降、年額約6,000万RM)とである。

3) 本文注(29)を参照されたい。

4) 第一次ラインハルト計画にもとづく事業にかんする債務の返済および「国家的に価値ある労働振興のための寄付」の貸付の返済は、当初は歳入として計上されず、この基金をつうじて雇用創出手形の償還に充てられた。1938年度以降は、第七款の歳入に計上された。

5) ①の金額は、上記I, III欄より算出したもの、②の金額は、“Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen der Reichsregierung 1932 bis 1935” S. 49—50に掲げられているものである。両者の不一致の理由は不明である。

第三帝国における軍事費の手形金融

ち、陸軍においては、緊急計画による8,930万RMは、そのために設けられた特別の会計 Haushalt VIIAÖ において管理され、このうち、2,606万RMは宿泊費に、1,438万RMは被服費に充てられ、残額4,885万RMは、陸軍兵器局調達部により兵器・弾薬の購入に充てられた⁽²⁵⁾。なお、このVIIAÖ会計は、当面、前述の陸軍再編成計画の実行と関連させられていたようである。海軍においては、割り当てられた資金は「2月計画」および「3月計画」として管理され、艦船建造等のいわゆる一時的支出に充当された⁽²⁶⁾。最後に、空軍に上記の両計画によって割り当てられた資金のうち、765万RMがドイツ航空士養成学校のために支出された他は、全額(1936年3月末現在の実績8,269万RM)が空軍の支出に充てられた⁽²⁷⁾。

第一次ラインハルト計画において、国防軍当局の要求にもかかわらず軍備関係の事業が比較的僅かしか採用されなかったことは、この時期にすでにメフォ手形金融方式の構想が形成されつつあったことと無関係ではないように思われるが、この間の軍事費をめぐる政治過程は、資料の欠如からほとんど追跡不可能である。いずれにせよ、軍備関係を除く雇用創出手形金融支出の規模は、1933年度には6億7,460万RM(総支出の6.9%)に達するものの、翌34年度には6億6,380万RM(総支出の4.5%)へと減少し、その後、年を追って一層低い水準へと低下してゆく。また、雇用創出事業関係の通常の歳出をこれに加えても、その総支出にたいする比率は、1933年度：8.4%、1934年度：7.9%である(第3表参照)。なお、雇用創出関係の手形金融支出と歳出の合計額から手形償還額を控除して、当該年度の資金撒布ないし引き揚げ額を見るならば、1933および1934年度にはそれぞれ9億RM以上の資金撒布となっているのにたいして、1935年度以降はいずれの年度においても資金引き揚げとなっている。そして、この間におけるライヒ銀行の雇用創出手形保有額は、1934年9月末に6億8,300万RMに達したあと、ほぼ一貫して減少した(後述)。これを以下に見る軍事費およびその手形金融の趨勢と比較するならば、ナチス政権初期の財政における両種類の支出の位置づけと役割の相違はただちに明らかだろう。

最後に、説明の便宜上、ここで雇用創出手形の償還等について付言しておく。第3表のⅢ欄に示したように、雇用創出手形は1933年度以降、当初の手形償還見通しと顕著な隔たりなしに償還され、1938年度で償還を完了している⁽²⁸⁾。しかし、注目すべきことは、1937年度と38年度には付帯費用も含めてすべての償還支出がライヒ職業紹介・失業保険庁の負担とされたことである。この両年度の手

注(25) Schreiben (von Heereswaffenamt) an AHA (=Allgemeines Heeresamt), Nr. 1923/36 g. Kdos. Wa B Stab IV, betr. Haushalt VII AÖ(Heer), den 11. Jun. 1936; Öffa an Reichskriegsminister, betr. Arbeitsbeschaffungsprogramm 1933—Reichsmaßnahmen, den 24. Jul. 1936. いずれも BA-MA: RH 15/30 所収。

(26) Thiele [1944: 27]

(27) "Sondermaßnahmen des Reichs. Kontingents-, Darlehens- und Auszahlungsstatus der Spezialmaßnahmen", bearb. v. Öffa, vom Dez. 1933 bis Sept. 1936, in: BA: R 2/18656.

(28) 当初の償還見通しについては、Schiller [1936: 169]を参照されたい。なお、雇用創出手形の償還は、決算では、第VII款労働省第9項の歳出として計上されている。Boelcke [1985: 71 Anm. 60]においてこの支出を含むものとして挙げられているのは第XIV款ライヒ債務の支出額であり、ここにはいかなる手形償還も計上されていない。

形償還額の合計は7億3,480万RM, 手形金融支出総額の約40%に相当する。明らかにそれは、軍事費の著しい増加のために、従来のライヒの財政収支の構成のもとでは雇用創出手形の償還が不可能となったことを意味している。なお、地方団体等の事業主体のライヒ政府にたいする債務の返済は、決算書によれば第3表の参考欄に掲げたとおりである。別の資料によれば、⁽³⁰⁾1939年末現在の債務残高は7億3,569万RM, 1943年末現在では3億4,710万RMだった。第2表における雇用創出計画の総規模約19億RMにはライヒ直轄事業が含まれており、ライヒ政府の債権となったのはそのうち約13億RMだった。したがって、1939年末までにその約44%が、また、1943年末までに73%が返済されたことになる。

§ 3. メフォ手形による軍事費の調達

[1] 軍事目的のための手形金融方式を導入させる契機となったのは、1933年4月4日の政府決定である。このいわゆる閣議決定については、別の機会に詳論した⁽³¹⁾ので、ここでは、その軍事費の調達とその統制にかんする部分に限って言及するにとどめる。第一に、この決定によって、大蔵大臣は、「国防軍の再編成に必要な資金を、その源泉を顧慮することなく、意図されている措置が国の内外の世論によっていかなる点においても見破られることのない規模と形態において準備し、提供する」ことを指示された。ここで含意されているのは、ライヒ歳計外での手形金融であり、そのことは、国防省が起草した提案理由に明記されている⁽³²⁾。第二に、国防軍支出は、この閣議決定によってライヒ大蔵省の予算統制から除外され、従来秘密再軍備の財政統制にあたってきた共同審査委員会も廃止された。その結果、国防軍支出については、ライヒ国防相、蔵相、ライヒ銀行総裁の三者による予定資金総額の交渉のあと、国防軍当局の裁量によって各軍、各費目への資金配分がおこなわれた。1941年、海軍財政局は、この間の財政運営を回顧して、「資金は、その調達上の困難に時には遭遇しなかったわけではないが、常にほとんど無制限に提供された。」⁽³³⁾と述べている。この

注(29) Gesetz über den Ausbau der Rentenversicherung v. 21. Dez. 1937, in: *RGBl* I, 1937, S. 1393 にもとづいて、ライヒ職業紹介・失業保険庁の余裕金をライヒ政府の雇用創出計画の手形償還に充てらるることとされた。これによって、1937年度には雇用創出手形の償還はライヒ歳計に計上されず、同庁によって直接おこなわれた。翌38年度には、ライヒ歳計に計上された手形償還額とほぼ等しい金額の資金が同庁からライヒ歳計に繰り入れられた。“Bericht der Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung für das Rechnungsjahr 1937”, in: *RABl* II, 1939, S. 48ff.; “Abrechnung der Reichsanstalt für das Rechnungsjahr 1938”, in: *RABl* II, 1939, S. 278.

(30) “Zusammenstellung der Darlehen aus Haushaltsmitteln nach dem Stande vom 31. Dez. 1939 und vom 31. Dez. 1943”, bearb. v. Reichsfinanzministerium, in: BA: R2/5157 und 17605.

(31) 大島 [1976]; Oshima [1980] を参照されたい。

(32) Erläuterungen Osterkamps: “Zu § 2 des Kabinettsbeschlusses” mit hs. Datum vom 3. 4. (1933), in: BA-MA: RH 15/19.

(33) “Die Entwicklung der Marinehaushalte in den Jahren 1890 bis 1914 und 1924 bis 1939. Vorschlag:

第三帝国における軍事費の手形金融

ような財政運営に道を開いたのが、この閣議決定だった。

メフォ手形金融方式の導入が決定されたのは、1933年5～6月のことだったと思われる。1938年11月に執筆されたある報告書で、国防軍国防経済・軍備局員でライヒ経済省およびライヒ銀行との連絡にあっていたドレーヴスは、シャハトが1934年、それ以後8年間に350億RMを軍備のための資金として提供することを次の条件のもとに約束したと述べている。⁽³⁴⁾ すなわち、

- (1) 金額がこの規模を超えないこと、
- (2) 短期金融市場および資本市場の統制、
- (3) おそくとも5年後に軍備手形の償還を開始すること、
- (4) 価格および賃金の現行水準を堅持すること。

以上

このドレーヴスの報告については、次の三点を指摘しておきたい。第一に、ドレーヴスがこの約束の時期を1934年としているのは、誤記か記憶違いである。というのは、1933年5月31日の雇用創出計画にかんする政府首脳会議で、シャハトが信用創造による雇用創出政策に関連させて上記のうち(2)と(4)の条件を強調し、あわせて、第一次ラインハルト計画の景気回復策としての効果について、「ライヒ大蔵大臣による提案は十分な助けとなるものではない」と述べており、⁽³⁵⁾ 前記の約束とこの発言とは極めて近接した時期のものだと考えるのが自然だからである。ここでシャハトが念頭においていたのは、軍備のための手形金融だったと見てよい。この直後の6月上旬、シャハトを中心とする少数の指導者達の協議によって、メフォ手形金融方式の構想が固められた。⁽³⁶⁾

第二に、資金提供の期間と規模の限定について、まず、期間が8年間とされていることは、さきに述べたように、国防軍がその軍備の充実を多年度計画にもとづいて実行しようとしていたことと関係があるだろう。M. ガイヤーによれば、国防省は計画期間として8年間を設定し、これをさらに前期と後期に分けて軍備の充実を計画していた。そして、1933年初頭までに、同年4月に始まる5年間にわたる第二次軍備計画が立案されていた。メフォ手形金融は、当面この第二次軍備計画の資金調達のために構想され、導入されたのである。⁽³⁷⁾ 350億RMを上限とされた資金の範囲については、ドレーヴス自身はこれを歳出と手形金融支出の双方を含む全国防軍支出と理解している。この理解が事実即したものであるならば、国防軍は1933年度から1938年度の半ばまでの間に、すなわち5年半で、8年間について約束された規模の資金を使い果たしたことになる。なお、これはメフ

für die Aufstellung der nächsten Friedenshaushalte", gez. v. Baeumker (Marinehaushaltsabteilung), den 11. Mär. 1940, S. 9, in: BA-MA: RM 19/20.

注 (34) "Währungsgefährdung unter besonderer Berücksichtigung der Aufrüstung", bearb. v. Verbindungs-offizier zum Reichswirtschaftsministerium und zur Reichsbank Drews (OKW), [den 3. Nov. 1938, S. 7, in: BA-MA: Wi VI/104.

(35) Chefbesprechung vom 31. Mai 1933, 16.15 Uhr, in: Reppen et al. [1983: 1: 532f.]

(36) Irving [1970: 66, 402]

(37) Geyer [1985: 119ff.]

メフォ手形金融の上限を意味していたと考えることも不可能ではないが、これには、シュヴェリン・フォン・クロズィクの異説がある。⁽³⁸⁾

第三に、シャハトの側では、この資金調達方式のもとで財政金融政策におけるライヒ銀行のライヒ大蔵省に対する優位を確保できると考えていたように思われる。シャハトには、これこそが景気回復の決定的な手段だという自負もあった。⁽³⁹⁾ また、年度毎のメフォ手形金融の規模の決定には、ライヒ銀行はライヒ大蔵省と国防省に対して発言権を行使できるはずだった。さらに、短期金融市場と資本市場の統制権を自らの手中に収めることによって、財政金融の運営にかんする主導権をライヒ大蔵省から奪ってライヒ銀行に確保するのが、シャハトの狙いだったのではなかろうか。だが、1936年以来ナチス指導部との確執を強めていたシャハトが、上記の政府首脳会議での発言を根拠に、1937年初頭以後再三にわたり、この短期金融市場と資本市場の統制にあたる資本市場委員会の主宰権がライヒ銀行総裁にあることの再確認を要求したのにたいして、ナチス指導部はこれを無視し、シャハトの権限の事実上の剝奪を押し進めたのだ。⁽⁴⁰⁾

要するに、シャハトによって示された軍備資金提供の前提は、ドレーヴスの言葉を借りれば、「この間に採らざるをえなかった政治上およびこれと結びついた軍事上の措置によって、今日すべて崩れ去った。」メフォ手形金融は、このような脈絡のなかで導入され、また、廃止された。

〔2〕 この制度の基本的な構想は、軍需発注のための資金調達の手段を手形金融に求めるという点において、目的を別とすれば、雇用創出手形と同じである。⁽⁴¹⁾ メフォとは、有限会社・冶金研究協会 Metallurgische Forschungsgesellschaft m. b. H., の略であり、1933年8月15日、クルップ、ジーメンス、グーテホフヌンクおよびラインメタルの四社がそれぞれ25万RMを出資して記立され、

注(38) シュヴェリン・フォン・クロズィクは、提供可能な軍事費の上限を設定するようにと自分がシャハトに提案したのにたいして、シャハトはこの提案を拒否したと述べている。Schwerin von Krosigk [1974: 228f.] また、ライヒ経済省第I局に勤務していたシュニーヴィントはその裁判証言において次のように述べている。1936年、ライヒ経済省がメフォ手形金融について初めて知るにいたったとき、彼と彼の同僚シュペールとはシャハトにたいして、この手形の法律上の性格、その発行条件にかんするライヒ大蔵省とライヒ銀行とのあいだでのなんらかの協定の有無等を文書で問い合わせたところ、シャハトはメフォ手形発行の最高限度額については協定していない旨を答え、早急にその約束を取り付ける意向を明らかにした。以上、Schacht Exhibit No. 34, Notariell beurkundete eidliche Aussage des Bankiers und schwedischen Generalkonsuls Dr. Otto Schniewind vom 18. Mär. 1946, S. 120ff., in: Institut für Zeitgeschichte: IMT. VDB (d) 1 u. 2. この証言が事実即したものとすれば、1933年当時には手形発行額の上限は約束されておらず、のちに述べるように、1937年春、総裁再任を要請された際にシャハトは初めて上限を定めたことになる。

(39) Schacht [1953: 455]

(40) Reichsbank-Direktorium, Nr. I 510, an den Reichs- und Preußischen Wirtschaftsminister, den 30. Jan. 1937, in: BA: R2/13720. なお、Hansmeyer et al. [1976: 378 Anm. 3=1984: 513 注57] は、この書簡が本来ライヒ経済省宛であることを見誤って、写が送られただけのライヒ大蔵省とライヒ銀行が対立していたように述べているが、これは誤解である。これ以降のシャハトとナチス指導部の応酬については、BA: R43 II/529c 所収の資料を参照されたい。

(41) メフォ手形の制度にかんする従来の理解については、Thiele [1944: 16f.]; Schacht [1949: 39-41, 86]; Grotkopp [1954: 286ff.]; Albert [1956: 29-38] を参照されたい。

第三帝国における軍事費の手形金融

その理事会は、ライヒ銀行とライヒ国防省および航空省の代表各一名によって構成された。国防軍当局は、ただちにメフォ手形制度の成立を各部局に通告し、ここにメフォ手形金融が始動することになった。⁽⁴²⁾ この制度の骨格は、国防軍からの注文を受けた企業を手形の振出人とし、メフォ協会をその手形の引き受け人として、ライヒ政府が手形支払の義務を負い、ライヒ銀行が手形の再割引を保証することにあつた。そして、最初に発行される手形に加えて、各3カ月を期限とする複数枚（手形の振出日から償還期日までの月数に応じた枚数）の延長手形が発行された。ただし、雇用創出手形の場合とはことなり、メフォ手形については、支払い保証のための国庫証券の発行はおこなわれず、予算に手形償還額を計上するという措置も採られなかった。いうまでもなく、秘密保持のためである。これらの基本的な仕組みは、制度の発足以降1938年3月の停止まで変わることはなかったが、これ以外の規定は、時期によって一定ではなかった。その変遷についての説明はひとまずおいて、次にこの手形による支出規模を検討する。

戦後の証言や研究においては、メフォ手形金融支出の規模は120億RMだったとする説が定着している。しかし、筆者の理解によれば、それはこの手形金融の歳計上の処理についての無理解にもとづく過小評価（他面では、国防軍歳出の過大評価）であるように思われる。その評価の相違は、1937年度までのあいだに、すなわち、メフォ手形の振出と並行して、国防省等の歳出として多額の同手形の償還（以下、早期償還と呼ぶ）がおこなわれていたことを認めて、これを考慮に入れるか否かに関係している。

当時の歳計決算においては、メフォ手形金融をどの局面で政府の支出と認めるかについて、受注者の納品と手形の振出の局面ではなく、雇用創出手形の場合もそうだったのだが、手形償還の局面で初めてその額を政府の支出と認め歳出に計上するという方式が採られていた。それは、ライヒ大蔵省が、手形振出の段階で発生する政府の手形債務を、ライヒ債務管理局が管理する正規のライヒの債務とは見なしていなかったことによるものと思われる。しかし、納品とこれにもとづく手形の振出によって政府に支払い債務が発生することは事実であり、したがって、その時点と規模においてこれを政府の軍事支出と見做し、手形償還は債務償還支出として理解するのが正当だろう。

このような観点からすれば、ある年度のメフォ手形金融支出の額は、メフォ手形の流通在高の対前年度末増加額のみではなく、これにその年度の償還額を加えた金額としなければならない。その場合、国防省等の歳出に計上されている表示はともあれ事実上の手形償還額は、国防軍歳出からは控除して債務償還費として処理しなければならないことは上述のとおりである。換言すれば、メフォ手形の1937年度末の流通在高120億RMが意味するのは、手形の早期償還が実施されたのでなければ、手形の発行額だが、早期償還がおこなわれたのだから、それは、実際の手形発行額から償還

注(42) Der Reichswehrminister, L. A. Nr. 1700/33 A IV la g. Kdos., betr. Beschaffung von Waffen und Gerät für Luftschutzzwecke, an H(eeres) Wa(ffen) A(mt), den 15. Aug. 1933, in: BA-MA: RH 15/11.

額を控除した、まさにその時点での流通在高以外のなにものでもない。⁽⁴³⁾そこで問題は、国防省等の歳出における手形の早期償還額をどの程度正確に捕捉できるかにかかっている。というのは、雇用創出手形の場合とことなり、メフォ手形の償還については、秘密保持のために、1937年度を例外として何らそれらしい表示が決算書ではなされていないからである。

国防省等の歳出をつうずるメフォ手形のいわゆる早期償還の事実は、従来の研究史においてほとんど言及されることがなかったのみならず、終戦後に旧ライヒ大蔵省文庫が作成した軍事費等の資金調達にかんする報告においても、その一部(1936~1938年度の陸軍の歳出における償還のみ)が挙げられているにすぎない。他方、海軍の艦隊経理部所属のティーレは、1944年に、「1935~1938年の間に、これらの(発行された——大島)メフォ手形のうち85億RM以上の金額のものが公債に換えられた⁽⁴⁶⁾」と述べている。筆者による検討の結果は、第4表のとおりである。⁽⁴⁷⁾

注(43) D. R. d. F., Su 1020-294 Vg, (betr. Anleiheerlös Rechnungs-jahr 1937), den(10.) Febr. 1938 は、公債収入のメフォ手形償還への充当の結果、「メフォ手形の流通在高を削減して、120億RM以下に切り下げることができるだろう。」と述べている。この点については、次の事実も参考になる。すなわち、1937年度には、ライヒ歳計第XIV款(ライヒ債務)2項に特殊手形にかんする手形税支出3,050万RMが、同3項には特殊手形の割引費用4億6,380万RMが計上された。後者のうち、4億4,300万RMはメフォ手形にかんするものだった。決算書によれば、この特殊手形の割引費用は、粗支出額5億6,130万RMより戻入額9,750万RMを控除した純支出額である。特殊手形には雇用創出手形等も含まれており、メフォ手形のみ粗支出額と戻し入れ額は不明だが、上記の数値と、当時のメフォ手形の市中における割引率 $3\frac{1}{8}\sim 3\frac{7}{8}\%$ とを手掛りに粗支出額に対応するメフォ手形の流通在高を推定すると、138~172億RMとなる。メフォ手形の年度途中における流通在高が120億RMを超えるものだったことは、このことから明らかである。Reichshaushaltsrechnung 1937, S. 526f, in: BA: RD 47/3; D. R. d. F., Su 1020-311-V, Vermerk, den 20. Apr. 1938, in: BA: R2/3847; D. R. d. F., betr. Umstellung des M-Verfahrens, (den 1.) Febr. 1938, in: BA: R2/3845.

(44) 筆者が知るかぎりでの例外は Hansmeyer et al. [1976: 393 Anm. 2=1984: 517 注114] だが、金額は「僅少」だったとしており、その全容を捉えたものではない。

(45) "Die Finanzierung der Wirtschaftsgruppen während des Hitlerregimes", bearb. v. Archiv des ehemaligen Reichsfinanzministeriums, A 653/48, den 4. Aug. 1948, S. 8, in: BA: R2 Anh./37.

(46) Thiele [1944: 16]

(47) 大島 [1983: 170] における1933~35年度の金額の推定には、修正を要するものがあつたことを認めておかねばならない。検討の手續きと依拠した資料は、次のとおりである。

- (1) 1937年度: 決算書の記述によって手形償還の計上科目と金額を確認できる。Reichshaushaltsrechnung 1937, Vorbericht, S. XXIV, in: BA: RD 47/3.
- (2) 1935年度: ライヒ大蔵省の記録文書によって手形償還総額が明らかであり、これを基礎に、決算書から該当科目と金額を抽出することができる。D. R. d. F., We 3011-218 Ic, Vermerk über den Zinsenausgleich für verspätet zurückvergütete Zinsen anlässlich der Einlösung von Mefo-Wechseln, den 23. Mai 1936, in: BA: R2/3847.
- (3) 1936年度: 上記前年度について特定された科目から償還額を算出することができる。その全額についてではないが、大蔵省の記録文書によっても手形償還の事実を確認することが可能である。BA: R2/3847 所収の資料。
- (4) かくて、1934~1937年度については、上記による償還額に、すでに知られているメフォ手形の年度末流通在高の対前年度末増加額を加えることによって、その年度の発行額を算定することができる。
- (5) 1934年度: 陸・海・空各軍の支出科目および予算超過理由を検討し、各軍の「再編成 Umbau」を目的とした支出の予算超過額をもって手形償還額と見做した。ただし、海軍については、Thiele [1944: 26] を参考に科目を特定した。そして、この手形償還は、1933年度に発行された手形の償還であると想定した。本稿 §4 で言及するように、1936年2月の制度改定までのあいだは、手形の振出と償還の時期が比較的接近していたと考えられるからである。

第三帝国における軍事費の手形金融

第4表 メフォ手形償還支出と同金融支出 (1933~1938年度)¹⁾ (100万RM)

年 度	1933	1934	1935	1936	1937	1938
I. 各款の歳出とメフォ手形償還支出						
1. 第VIII款：ライヒ国防省：						
ライヒ国防相	2.2	3.3	4.8	127.5	346.4	452.0
VIII-A 陸軍	475.5	1,010.0	1,391.9	3,020.4	3,989.7	9,136.9
控除：手形償還支出	—	352.4 ²⁾	—	1,274.4 ³⁾	2,003.7 ³⁾	4.7 ³⁾
計 (VIII-B)	475.5	657.5	1,391.9	1,746.1	1,986.0	9,132.2
VIII-B 海軍	192.2	297.3	339.0	448.5	678.6	1,632.4
控除：手形償還支出	—	10.0 ⁴⁾	79.3 ⁵⁾	175.9 ⁵⁾	357.1 ⁵⁾	—
計 (VIII-B)	192.2	287.3	259.7	272.6	321.5	1,632.4
第VIII款の合計：						
手形償還支出	—	362.4	79.3	1,450.3	2,360.8	4.7
手形償還を除く歳出	670.0	948.1	1,656.4	2,146.2	2,653.9	11,216.6
2. 第XVI款：						
ライヒ航空省	75.7	642.4	1,035.7	2,224.8	3,257.8	6,025.9
手形償還支出	—	350.0 ⁶⁾	295.8 ⁷⁾	1,348.9 ⁸⁾	1,557.7 ⁸⁾	0.5 ⁸⁾
手形償還を除く歳出	75.7	292.4	739.9	875.9	1,700.1	6,025.4
3. 他款に計上された手形償還支出	—	—	604.1 ⁹⁾	—	—	—
4. 総括						
a. 歳出中のメフォ手形償還支出	—	712.4	979.3	2,799.2	3,918.5	5.2
b. 手形償還を除く国防軍歳出	745.8	1,240.5	2,396.3	3,022.1	4,354.0	17,242.0
II. メフォ手形金融支出						
1. メフォ手形の年度末流通在高 ¹⁰⁾	712.4	2,145.0	4,860.0	9,312.0	12,000.0	11,933.0
2. 同増減額	712.4	1,432.6	2,715.0	4,452.0	2,688.0	-67.0
3. 手形償還支出 (I欄 4.-a.)	—	712.4	979.3	2,799.2	3,918.5	5.2
4. メフォ手形金融支出 (II欄 2.+3.)	712.4	2,145.0	3,694.3	7,251.2	6,606.5	—

資料出所：Reichshaushaltsrechnungen 1933-1938, in: BA: RD 47/3; その他, 下記の注9~10), 本文の注(47)を参照されたい。

- 注 1) ライヒ歳計第VIII款および第XVI款に計上されている継続費 Fortdauernde Ausgaben および一時費 Einmalige Ausgaben の実支出額であり, 支出繰越財源額 Ausgabereste を含まない。
- 2) 第VIII款A (陸軍) の継続費および一時費の各項の Titel 40 に Ausgaben für den Fall einer Umbildung des Heeres として計上されている支出の予算超過額。
- 3) 第VIII款A: 15項 Waffen, Munition, Geräte (武器, 弾薬, 機材) に計上されている Ausserplanmäßige Ausgaben aus Anlaß des Heeresaufbaues.
- 4) 第VIII款B (海軍): 17項に計上されている Unterhaltung, Änderung und Beschaffung der Artilleriemunitionsbestände usw. (Infolge der Umbildung der Reichsmarine) の予算超過支出。
- 5) 第VIII款B: E22項に計上されている Ausserplanmäßige Ausgaben aus Anlaß der Umbildung der Kriegsmarine.
- 6) 第XVI款 (空軍): E7項に計上されている Ausserplanmäßige Ausgaben für den Aufbau der Luftwaffe.
- 7) 第XVI款: 5項に計上されている Überplanmäßige Ausgaben für Kosten der Kommandobehörden und

- Truppen 1億1,376万RM, および, 第XVI款: E 8項に計上されている Ausserplanmäßige Ausgaben für Kosten für besondere Einrichtung aus Anlaß des Aufbaues der Luftwaffe 1億8,205万RMの合計。
- 8) 第XVI款: E18項に計上されている Ausserplanmäßige Ausgaben für Kosten für besondere Einrichtung aus Anlaß des Aufbaues der Luftwaffe.
- 9) 第VII款(ライヒ労働省): 9項に計上されている Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen 10億2,350万RMのうちの6億412万RM。この科目をメフォ手形の早期償還とみなすことについては, D. R. d. F., Ar 4024f-1718 I C I. Ang. g. Rs., an den Rechnungshof des Deutschen Reichs, den 6. Jun. 1936, in: BA: R2/18717; D. R. d. F., A 1301 (36)-46 I, betr. Reichshaushaltsplan für das Rechnungsjahr 1936, den 25. Mär. 1936, in: BA: R 43II/759 を参照した。
- 10) 1933年度: 推定。本文での説明を参照されたい。1934~38年度: “Mefo-Wechsel. Eine zeitliche und zahlenmäßige Übersicht über die Ausstellung und Einlösung von Mefo-Wechseln”, bearb. v. Archiv des ehemaligen Reichsfinanzministeriums, den 20. Jul. 1946, in: BA: R2 Anh./37.

これによれば, 1933~1938年度のメフォ手形償還額の合計額は, 84億1,460万RM(1937年度までならば, 84億940万RM)である。ティーレの掲げる金額が1934年度(とりわけ1935年1~3月)の手形償還を含むものなのかどうか, いずれにせよ, 彼の叙述が信頼しうるものならば筆者の試算はなお過少ではないのかという問題が残るけれども, これ以上の追及は困難であり, また, 必ずしも必要ではなからう。要するに, 少なくとも84億RMの手形の早期償還があったことは確かである。そして, これにもとづいて算出したのが, 第4表II欄の各年度のメフォ手形金融支出である。かくて, メフォ手形の発行総額は120億RMではなく, 204億940万RMであるとしなければならない。

このうち, 筆者の推定に問題があるとすれば, それは1933および34年度の手形金融支出の規模についてだろう。それはまた, 再軍備の本格化とこれともなうメフォ手形金融の作動開始は早くて1934年ないし1934年度以降ではなかったのかという問題とも関連する。⁽⁴⁸⁾ このことについては, 少なくとも陸軍は, メフォ手形制度の発足直後の8月下旬以降ただちにこれを積極的に利用していたことを指摘することができる。すなわち, 1933年8月20日にはVIIIAM会計(Haushalt VIIIAM, のちにVIIIAMIと改称, 陸軍メフォ会計の意)⁽⁴⁹⁾が2億500万RM(実績)の規模で開設され, 同年12月20日にはVIIIAMII会計が2億5,000万RM(同)の規模で開設された。⁽⁵⁰⁾ なお, この両会計は1934年11月1日まで存続した。そして, 1934年2~4月には, VIIIAMIII会計をつうじて5億8,800万RMが支出された。⁽⁵¹⁾ このように, 1933年度後半から34年度にかけて, この三つの会計をつうじて10億4,300万RMが支出された。その用途別内訳の構成比は, 武器・弾薬・機材51.7%, 生産施設の建設19.2%, 宿

注(48) たとえば, Benett [1979: 342ff.]を参照されたい。そこでは, メフォ手形金融が利用されたのは1934年以降だとする根拠の一つとして, メフォ手形の期限が5年で, 1939年1月1日に満期日が到来するのであれば, 1934年1月1日以前の手形の振出はありえない, と主張されている。しかし, 手形の期限を5年とするのは, のちに見るように, 戦後の研究にゆきわたった誤解の一つである。本稿 §4を参照されたい。

(49) Wehramt, Nr. 1550/33 geh. Kdos. Wehramt III, (den 20.) Aug. 1933, in: BA-MA: RH 15/28. 関連文書は, 同じ文書ファイルに収録されている。

(50) Der Chef der Heeresleitung, Nr. 2700/33 g. Kdos. Wehramt III, den 20. Dez. 1933, in: BA-MA: RH 15/29. 関連文書は, 同じ文書ファイルに収録されている。

(51) Wehramt an In 5, Nr. 468/34 g. Kdos. Wehr A I, den 8. Febr. 1934; Wehramt an Wa A, Nr. 501/34 g. Kdos. Wehr A Ia, den 16. Febr. 1934, in: BA-MA: RH 15/22. 関連文書は, 同じ文書ファイルに収録されている。

第三帝国における軍事費の手形金融

営費 16.9%，被服費 3.8% 等である。そして、少なくとも VIII AM I 会計と VIII AM II 会計とは第二次軍備計画の資金調達に役立てられ、同計画は、急速な、そして過去に比較して潤沢な資金の供給によって、当初の予定よりも早く 1934 年末までにその目標を達成しうることが明らかとなったのである。⁽⁵²⁾ 海軍においては、メフォ資金が「5 月計画」として管理されたことは知られているが、⁽⁵³⁾ 筆者にはその詳細は明らかではない。おそらく海軍および空軍におけるメフォ手形金融の利用は陸軍よりも遅れて始まったように思われるが、メフォ手形金融が 1934 年を待たずに一定の規模をもって作動しはじめていたことは確実であるとしてよいだろう。第 4 表における 1933 年度のメフォ手形金融支出の推定額 7 億 1,240 万 RM は、正確には、同年度について考えられる発行額の最高限であることは認めなければならないが、上記の陸軍メフォ会計等の支出経過を考えあわせるならば、我々の推定はあながち過大だとは思われない。

ただし、従来から言われてきた 120 億 RM という金額がメフォ手形金融にとってまったく無意味だったのではない。1937 年 3 月、シャハトのライヒ銀行総裁としての 4 年の任期が終了し、ヒットラーが留任を望んだのにたいして、シャハトは、1 年後にメフォ手形金融を停止すること、その時点でのメフォ手形の流通在高を 120 億 RM に限ることを条件に、再任を受諾したのだった。⁽⁵⁴⁾ 事実、1938 年 3 月末の流通在高 120 億 RM をもってメフォ手形金融は終焉を迎えた。

〔3〕 この総額にして約 204 億 RM に達するメフォ手形資金が陸・海・空三軍にどのように配分されていたかは、第三帝国の軍事財政を考察するうえで決定的に重要な問題だが、筆者にはこれに十分な裏付けをもって答える用意はない。ここではただ、一つの試算を今後の検討のための素材として提供するにとどめる。試算の手掛りとしたのは、1938 年 3 月におけるメフォ手形の割引費用の三軍別負担額⁽⁵⁵⁾である。この割引費用の構成比が 1938 年 3 月中のメフォ手形流通在高の三軍別の構成比に等しく、したがって、3 月末の流通在高 120 億 RM がこの比率で三軍に分けられていたと仮定

第 5 表：各軍別支出の内訳（1933～37 年度）（100 万 RM）

	歳 出	メ フ ォ 手 形 金 融 支 出	合 計
陸 軍	6,257.0 (40.8)	9,082.6 (59.2)	15,339.6 (100.0)
海 軍	1,333.3 (41.9)	1,846.3 (58.1)	3,179.6 (100.0)
空 軍	3,684.0 (28.0)	9,480.4 (72.0)	13,164.4 (100.0)
合 計	11,274.3 (35.6)	20,409.3 (64.4)	31,683.6 (100.0)

注 (52) “Vortragsnotiz, Wa Wi, betr. Stand der Bevorratung, den 10. Nov. 1933”, in: BA-MA: Wi IF 5/383, abgedr. in: Geyer [1975]

(53) Thiele [1944: 27] なお, Dülfer [1973: 242] も参照されたい。

(54) Schacht [1953: 457=1955: 下: 181f.]

(55) 1938 年 3 月におけるメフォ手形の割引費用は、陸軍：1,670 万 RM (40.4%)、海軍：420 万 RM (10.2%)、空軍：2,040 万 RM (49.4%)、合計：4,130 万 RM だった。D. R. d. F., Su 1020-311-V, Vemerck, den 20. Apr. 1938, in: BA: R2/3847.

すれば、この時点までの各軍別の手形償還額を計算に入れることによって、各軍のこの5年間の手形金融支出額を算出することはできる。試算の結果を、この間の各軍の歳出合計と併せて表示するならば、第5表のとおりである。この表で見ると、全国防軍支出における最大の分け前は陸軍が占めているけれども、手形金融支出においては、空軍が最大の資金需要者だったこと、そして、各軍の支出における手形金融の比重の高さにおいても空軍が抜きん出ていることが明らかである。これによって、従来の⁽⁵⁶⁾想定が裏付けられることにはなる。しかし、この推定からは、各軍別のメフォ手形金融支出額の年度別推移を知ることはできない。それ以上に大きな難点は、のちに第9表として掲げる海軍の同時期における支出の合計額とこの表でのそれとが、手形金融支出ないし一時費を中心に約10億RMの規模で相違することであり、その理由も明らかではないことである。いずれにせよ、ここに掲げた数値は一つの仮説にすぎず、今後の一層の検討を必要としている。

§ 4. メフォ手形の制度と特殊手形の流通

メフォ手形の制度上の規定は、戦後の研究においては必ずしも正確に理解されていない。以下に明らかにするように、その規定は、1936年2月に部分的にだが改定されており、一般にゆきわたっているのは、この改定以後の制度の規定の理解である。まずはこの意味での理解の整理が必要であり、ついでこの1936年の改定が何を意味するものだったかを明らかにしなければならない。そして、このことを念頭において、メフォ手形を含む特殊手形の流通の実態を見ることとする。

[1] 1933年8月にこの制度が発足した当初は、国防軍の注文を受けた企業が振り出す手形の額面金額については、5,000RM未満の端数を切り捨てとしたが、上限は特に定められていなかったようである。そして、初発手形の期限は3ヵ月とされ、さらに、各3ヵ月毎の延長が認められたが、その延長は1939年第2四半期(のちに第1四半期に修正)⁽⁵⁷⁾を超えないこととされた。したがって、ライヒ政府は、おそくとも1939年4月1日をもって手形の償還を開始する義務を負わされていた。これが当初のメフォ手形であり、当時は企業手形(FirmenwechselもしくはUnternehmerwechsel)と呼ばれていたものである。そして、後述の改定後、それ以前と以後の手形を区別するために、この制度の手形は〈33/39方式〉と呼ばれるようになった。なお、さきに述べた5,000RM未満の金額については、国防軍は現金で支払うことを義務づけられ、その資金は、さらにメフォとは別のもう一

注(56) Homze [1976: 258]

(57) Metallurgische Forschungsgesellschaft m. b. H., 520/V/38, an den Reichsminister der Finanzen, den 12. Nov. 1938, in: BA: R2/3270. なお、メフォ協会のライヒ大蔵省あての報告によれば、1939年4月末現在で未償還のメフォ手形の満期年別構成は、1939年: 31億7,266万RM, 1941年: 34億7,584万RM, 1942年: 26億4,117万RM, 1943年: 26億4,072万RM, 計119億3,040万RMだった。Mefo GmbH, 43/V/39, an den Reichsminister der Finanzen, den 30. Apr. 1939, in: BA: R2/3270. このように、1940年に満期を迎える手形がなかったことから、〈33/39方式〉の手形の延長可能期間が5年に統一されていたのではなかったことが明らかである。

第三帝国における軍事費の手形金融

つの偽装会社を設立して、これが国防軍各軍の財政部局にあてて振り出す手形をライヒ銀行が割り引くことによって調達された。企業手形自体がすでに商業手形を擬装した金融手形だったことは事実だが、⁽⁵⁸⁾ 後者は文字どおりの金融手形であり、当時は *Globalwechsel* とも呼ばれていた。

1933年8月以降1936年2月の制度改定までのあいだは、軍需企業によって手形が振り出されたあと、この手形を根拠に請求代金が当該企業にただちに支払われた。⁽⁵⁹⁾ このことは、さきに述べたように、1933年度におけるメフォ手形振出額を1934年度の手形償還額から推定する根拠となるだろう。このようにして受け入れられた手形の一部は国防軍歳出をつうじて償還され、他はライヒ銀行の再割引によってライヒ銀行の内国手形保有に繰り入れられるか、のちに述べるようにライヒ国庫資金勘定に組み入れられるかしたものと考えられる。その結果、第7表から見てとれるように、1933年末から1935年末にかけて、ライヒ銀行およびその姉妹銀行である金割引銀行の保有する特殊手形の額は急速に増大し、両行の手形保有に占める特殊手形の比率は、1933年末の14.7%から1935年末の84.1%へと上昇した。しかも、ライヒ銀行に流入した特殊手形におけるメフォ手形の比重は、1934年末の44.1%から1935年末には70.6%へと増加していた。

その直後、1936年2月1日付をもってメフォ手形制度の改定が実施された。その直接の理由としては、雇用創出および軍備のための政府支出の増大をつうじて金融が緩和したこと、したがって、「メフォ手形の支払方法をこの状況に適応させ、民間取引における一般的な慣行に合わせる事が適当かつ可能であると考えられる」旨が挙げられて⁽⁶⁰⁾ いる。だが同時に、その背景として、前述のライヒ銀行へのメフォ手形の流入の増加という事実があったこと、そして、1935年10月の国防軍指導部の決定によって、1936年度にメフォ手形金融への需要が急増する見通しがこの時点ですでに明らか⁽⁶¹⁾ だったことを見落とすべきではなからう。国防軍指導部は、これによって、シャハトによって課

注 (58) Thiele [1944: 16f.]

(59) "Erläuterung zum Merkblatt 1936", (Febr. 1936), in: Records of Private Austrian, Dutch and German Enterprises, Microfilm (National Archives in Washington, Alexandria), T-84, Roll-No. 101, Frame 3476896.

(60) "Merkblatt 1936 für die Abwicklung des Wechselgeschäfts im Geschäftsverkehr mit der Metallurgischen Forschungsgesellschaft m. b. H. (Mefo)", (注59に同じ), Frame 3476894~3476897. なお, Thiele [1944: 17] も参照されたい。"Bulletin 1936 for the execution of bill of exchange transaction with the Metallurgischen Forschungsgesellschaft m. b. H. (Mefo), issued April 1937", translation of Document No. EC 418, available from the Imperial War Museum in London は, 上記の Merkblatt 以降の修正を経たものである。この文書は, Albert [1956: 30f.] にも引用されているが, Albert がこれを "Verordnung" として引用しているのは誤解である。

(61) Geyer [1980: 446] によれば, 1935年10月18日, 国防相ブロムベルクは全軍にたいして, シャハトによって課された財政上の制約を顧慮することなく, 「来年度には可能なかぎりの物的条件のすべてを活かして軍備の拡張を図ること」を指示した。これを受けて国防軍は年末にかけてライヒ銀行にたいして外貨の割当の増加を要求し, シャハトの拒否に遭っている。Der Reichs- und Preußische Wirtschaftsminister, an den Reichskriegsminister, den 24. Dez. 1935, Doc. 293 EC, in: *TMWC* [1949: 36: 291ff.] さらに, 1936年度の予算は, 国防軍支出をめぐってライヒ大蔵省と国防省とが激しく対立して年度開始以前に成立せず, ヒットラーの裁定に委ねられた。Niederschrift über die Sitzung des Reichsministeriums vom 31. Mär. 1936, in: BA: R43 II/1475. この過程についての詳論は別の機会に譲る。

せられた財政上の制約を無視して軍備の増強を図ることを各軍に指示したのであり、それはやがて、開戦までの陸軍の軍備増強の目標となる1936年夏の「8月計画」に結実し、また、10月の四カ年計画の公示につながってゆく。このような軍備政策の転換の局面において、メフォ手形の制度改定が実施されたのである。

この改定によってまず、初発手形の期限が6カ月とされたが、その意図は、満期日までの期限が3カ月を超える手形をライヒ銀行は割引くことができないという規定⁽⁶²⁾にもとづいて、メフォ手形が振出後早い機会にライヒ銀行に再割引を求めて持ち込まれるのを避けることにあった。他方、手形による請求金額には、ライヒ銀行の公定歩合による利子の加算が認められた。これらの措置によって、メフォ手形の金融市場での流通の促進が図られたのである。また、手形の額面金額は200万RMを上限とし、請求金額がこれを超えるときは複数件の手形を作成することになった。したがって、この改定後は、さきの金融手形は発行されないことになった。なお、新規定においても、3カ月を単位とした手形の延長が認められていたが、改定後数カ月のあいだは、延長期間が1939年第1四半期を超えないこととされ(〈36/39方式〉)、その後まもなく、正確に時期を確かめることはできないが、5年を限度とする延長が認められるようになった(〈36/41方式〉ないし〈36/43方式〉)。延長期間のこのような変更は、〈36/39方式〉では手形償還必要額が1939年度についてのみ増大することから、満期到来年度を将来に繰り延べて、ライヒ財政の単年度の手形償還負担の軽減と平準化を図るためだったと考えられる。しかし、見方を変えれば、この改定は、1936年度におけるメフォ手形金融需要の噴出を受け入れやすくする役割をも果たしたのではなからうか。

さきに指摘したメフォ手形の早期償還は、このメフォ手形の制度改定とほぼ時を同じくして増加してゆく。1935年度については、年度末になって、ライヒ大蔵省とライヒ銀行の協議にもとづいて雇用創出手形償還予定財源(公債収入)をメフォ手形の償還に振り替える措置⁽⁶³⁾が採られた。第6表に明らかなように、1936年度と翌37年度には、公債収入の93%ないし99%がメフォ手形の早期償還に充てられた。このうち、1937年度については、年度末のメフォ手形流通在高を120億RMに押さえることを目標に、ライヒ大蔵省がこの両者を関連させて政策を決めているのを見ることができる。⁽⁶⁴⁾

第6表：公債収入と手形償還の推移(1933~1938年度)(100万RM)

年 度	1933	1934	1935	1936	1937	1938
公 債 収 入	92.1	1,039.6	2,065.7	3,003.8	3,959.9	7,534.3
メフォ手形の償還	—	712.4	979.3	2,799.2	3,918.5	5.2

資料出所：Reichshaushaltsrechnungen 1933-1938, in: BA: RD 47/3; 第4表。

注(62) §21 Abs. 2 des Bankgesetzes vom 30. Aug. 1924, RGBI II, 1924, S. 240.

(63) D.R.d.F., A 1301 (36)-46 I, betr. Reichshaushaltsplan für das Rechnungsjahr 1936, den 25. Mär. 1936, in: BA: R43 II/759.

(64) D.R.d.F., Su 1020-294 Vg, (betr. Anleiheerlös Rechnungsjahr 1937), den(10.) Febr. 1938, in: BA: R2/3847; Reichshaltsrechnung 1937, Vorbericht, S. XXIV, in: BA: RD 47/3.

第三帝国における軍事費の手形金融

手形の早期償還は、ライヒ銀行がもともと強く要求していたことだが、その際、ライヒ銀行がさきの金融手形の償還を優先させることを主張したの⁽⁶⁵⁾にたいして、ライヒ大蔵省は、1939年4月1日をもって償還義務の発生する手形の償還を、企業手形か金融手形かにかかわりなく優先させることを主張している⁽⁶⁶⁾。ライヒ大蔵省は、その時点で財政上の理由により償還が困難となって手形廻及の法的手続きに訴えられることを何よりも恐れていた。結果としては、ライヒ銀行の主張に沿って金融手形の償還が優先されたようであり、1939年4月には、金融手形の残高はゼロとなっている⁽⁶⁷⁾。

なお、1938年度に公債収入は2倍近くも増加したのに手形償還がほとんどおこなわれなかったのは、同年度における軍事費の急増のためにその余裕がなくなったこと、とりわけメフォ手形金融に代わって導入された納入者国庫証券(後述)の償還が不可避だったことによる。これによって、手形債務の公債による確定化は、1937年度までの場合も手形の増発に追いつけなかったのだが、1938年度にはその努力さえ放棄されてしまった。結局、メフォ手形がライヒ歳計をつうじて定期的に償還されるようになったのは1939年度以降であり、年々約6億RMが償還されて、1945年2月末の残高は84億4,441万RMとなった⁽⁶⁸⁾。

[2] 最後に、メフォ手形を含む特殊手形の流通状況を、ライヒ銀行の手形保有に焦点を合わせて見ておくこととしよう。

第7表に掲げられている特殊手形の流通在高は年度末の、そして、ライヒ銀行の保有高は暦年末の金額である。他方、メフォ手形の早期償還は各年度の下半期、ことに第4四半期におこなわれていた。それ故、この表からは、流通過程にあったメフォ手形のうちどれほどのものがライヒ銀行に流入していたかについては、概括的な傾向しか読み取ることはできない。とはいえ、メフォ手形の場合には、流通過程にある手形の半額あるいはこれを超える規模のものがライヒ銀行に流入していたことは確実である⁽⁶⁹⁾。雇用創出手形の場合には、流通中の手形総額に占めるライヒ銀行保有額(第7表Ⅱ欄の金額)の比率は、これを知りうる1934年3月から1936年8月のあいだには、最高58%(1934年9月)であり、その後はほぼ一貫して低下している⁽⁷⁰⁾。

注(65) Reichsbank-Direktorium, 403 g., an den Reichskriegsminister u. Oberbefehlshaber der Whermacht, betr. Mefo-Verfahren, den 18. Mär. 1937, in: BA: R2/3847.

(66) D. R. d. F., Su 3555-8 I g., an Reichsbank-Direktorium, den 13. Mär. 1937, in: BA: R2/3847. この文書によれば、1937年3月現在、1939年4月1日になお流通していると予想される金融手形の金額は11億RMだった。

(67) Metallurgische Forschungsgesellschaft m. b. H., 43/V/39, an den Reichsminister der Finanzen, den 30. Apr. 1939, in: BA: R2/3270.

(68) Metallurgische Forschungsgesellschaft m. b. H., betr. Stand der Wechselverbindlichkeiten, an den Reichsminister der Finanzen, vom April 1939 bis Febr. 1945, in: BA: R2/3270.

(69) 流通在高が明らかな年度末に最も近い時点でのライヒ銀行保有のメフォ手形の金額を知りうるのは、1936年4月末の37億3,100万RMである。これが他勘定への振替を含むものかどうか不明だが、同年3月末のメフォ手形の流通在高は48億6,000万RMであり、したがって、その約77%がライヒ銀行に流入していたことになる。Niederschrift des Ministerrates am 12. Mai 1936, in: TMWC [1949: 27: 142] におけるジャハトの発言による。

(70) 雇用創出手形の1935年度までの年度末のライヒ銀行保有額については、第3表を参照されたい。

第7表：特殊手形の流通状況(1933～1939年)(100万RM)

年 別	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939
I. 特殊手形の流通在高(年度末)							
1. メフォ手形	702.4	2,145.0	4,860.0	9,312.0	12,000.0	11,933.0	11,444.0
2. 雇用創出手形	856.6	1,307.3	1,043.7	713.2	346.3	—	—
II. ライヒ銀行保有の特殊手形(暦年末)							
1. メフォ手形	60	1,412	3,852	6,305	8,680	11,933	11,448
2. 雇用創出手形	262	662	161	129	30	—	—
3. アウトバーン	—	248	780	450	320	310	310
4. ライヒ鉄道	135	411	572	66	8	8	6
5. ライヒ郵便	3	12	—	7	—	—	—
小計(1～5)	460	2,745	5,365	6,957	9,038	12,251	11,764
6. その他の特殊手形	1,184	456	95	101	159	175	178
計(II)	1,644	3,201	5,460	7,058	9,197	12,426	11,942
III. ライヒ銀行保有の特殊手形(II.1～5)のうち他勘定へ振替られた金額(暦年末)							
1. 確定公債への払い込み	…	…	53	508	127	…	…
2. ライヒ国庫資金勘定	…	…	502	888	1,214	…	…
3. ライヒ勘定 (Lee Higginson Kredit)	…	66	162	223	409	…	…
4. 金割引銀行 (内、手形交換所勘定)	…	180	1,047	682	1,702	…	…
5. 配当金・年金勘定	(—)	(180)	(348)	(200)	(370)	…	…
6. 未送金の外債償還金	…	…	…	30	62	…	…
計(III)	…	246	1,764	2,415	3,904	4,841	3,391
IV. ライヒ銀行等の内国手形保有額							
1. ライヒ銀行報告における内国手形保有額(暦年末)	2,988	3,987	4,356	5,357	5,847	7,959	8,721
2. 金割引銀行の手形保有額(同)	145	102	1,265	833	1,795	2,515	1,797
計(IV)	3,133	4,089	5,621	6,190	7,642	10,474	10,518
V. 上記IVに含まれている特殊手形(暦年末)							
1. ライヒ銀行	460	2,499	3,601	4,542	5,134	7,410	8,373
2. 金割引銀行	—	—	1,127	715	1,606	2,382	1,694
計(V)	460	2,499	4,728	5,257	6,740	9,792	10,067
(IVに占める比重, %)	14.7	61.1	84.1	84.9	88.2	93.5	95.7
[参考]							
1. ライヒ銀行券の暦年末流通在高	3,645	3,901	4,285	4,980	5,493	8,223	11,798
2. 金割引銀行の単名手形の流通在高(暦年末)	—	—	701	400	763	1,153	637
3. 銀行の手形保有額(a)および国庫手形・割引国庫証券保有額(b)(暦年末)							
(1) 全銀行 (a)	3,382	4,208	5,636	6,540	8,763	8,610	7,310
(b)	1,544	2,118	2,511	2,253	1,971	3,699	9,381
(2) ベルリン大銀行(a)	1,200	1,509	1,524	1,991	2,541	2,146	2,040
(b)	548	494	613	442	407	1,229	2,628

資料出所：Deutsche Bundesbank [1976: 36f., 40, 43, 74, 78]; D. R. d. F., Ar 4025-51I, "Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen der Reichsregierung 1932 bis 1935", den 11. Aug. 1937, in: BA: R2/13716; 第4表。

このように、流過程にある特殊手形のライヒ銀行保有にかんしては、雇用創出手形とメフォ手形とで明確に異なった様相を示している。このこと自体は、さきに見たメフォ手形の運用実態からして当然の成り行きと言うべきだろう。雇用創出手形にかんするこの比率の推移については、ライヒ大蔵省は次のように解説している。すなわち、1934年秋までは、企業が抱えていた恐慌手形の決済のために雇用創出手形の再割引をライヒ銀行に求める傾向が強かったが、同年末以降には市場における金融緩和が顕著となり、民間の割引率が時によっては $2\frac{7}{8}\%$ にまで下がる状況のなかで、

第三帝国における軍事費の手形金融

雇用創出手形は短期資金運用の有利な対象となり、また、1935年度には手形償還額が増額されたこともあって(第3表参照)、この傾向は、1936年春のメフ⁽⁷¹⁾手形の制度変更によっても影響を受けなかったとしている。資金運用の対象としての有利性ということならば、それはメフ⁽⁷¹⁾手形についても該当するはずなのに、これについては異なった経緯が見られたのは何故なのだろうか。

メフ⁽⁷¹⁾手形導入の初期については、ティーレが言うように、企業がこの手形金融方式に馴染んでおらず、そのための不安から発注者である国防軍に手形の早期決済を求め、これによって得た現金を従来から抱えていた恐慌手形の返済に充てたという説明が可能だろう。⁽⁷²⁾だが、1936年2月の制度改定後も、1936年の間とはともかく、ライヒ銀行等のメフ⁽⁷¹⁾手形保有は規模と比率のいずれにおいても増加を続けた。このような発展の理由をこれらの二種類の手形の制度上の規定の相違に探るとすれば、雇用創出手形の場合には、その計画が公開されていたこと、手形償還計画が明示されていたこと、手形債務の支払保証が種々の方法で与えられていたことが挙げられよう。このうち、手形償還期限は、メフ⁽⁷¹⁾手形の場合ともかく示されていたが、他の二点はメフ⁽⁷¹⁾手形には全く欠けていた。メフ⁽⁷¹⁾手形には、このことに起因して、信認の度合において雇用創出手形にくらべて劣るものがあったように思われる。

だが、問題は結局のところ、メフ⁽⁷¹⁾手形金融支出そのもののおよそ予想もしなかったほどに急速かつ著しい増大に帰着するのではなかろうか。とりわけ1936年度には、対前年度1.96倍の増加が見られた。ナチス政権の初期以来、ライヒ政府とライヒ銀行による価格や賃金、さらに資本市場の統制が実施され、これによって多額の軍事費の調達と支出が賃金や価格の顕著な騰貴なしに進められたことは事実だが、その背後にあって手形金融が短期金融市場に重圧を課すようになり、通貨増発の潜在的要因を形成していたといえよう。ライヒ銀行によって実施された通貨・信用上の対抗措置も、事態の悪化を遅らせるだけの弥縫策以上のものではありえなかった。

そのような対抗措置の一環として、ライヒ銀行に流入した特殊手形の一部は、ライヒ銀行の内国手形保有額の増加による通貨増発を減殺すべく、諸種の勘定に振り替えられた(第7表第Ⅲ欄参照)。このうち、ライヒ国庫資金勘定に記帳された手形は、国庫の資金需要におうじてライヒ銀行の手形保有とのあいだで移動していたことが明らかであり、国庫の資金繰りに余裕がある場合にはこの勘定に手形を受け入れてライヒ銀行の内国手形保有額を削減する一方、その資金難に際しては手形をライヒ銀行の保有に移して国庫が追加的な信用の供与を受けるといふ、一種の緩衝機能がこれによって営まれていた。したがって、この勘定の手形保有額はほとんど週毎に変動し、ことに期末には億RM単位の増減が記録されている。⁽⁷³⁾

注 (71) D. R. d. F., Ar 4025-5 I, "Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen der Reichsregierung 1932 bis 1935", den 11. Aug. 1937, S. 50ff., in: BA: R2/13716.

(72) Thiele [1944: 17]

(73) BA: R2/13473, 13474, 13475 所収の Wochenberichte der Reichsbank による。

特殊手形の他勘定への振替において実質的な役割を果たしていたもう一つの機関は、金割引銀行である。ライヒ銀行の姉妹行であるこの銀行は、1935年5月以降、市中銀行あてにそのライヒ銀行振替預金を吸収すべく3ヵ月満期の単名手形を振り出して、これによって得た資金をライヒ銀行からの特殊手形の引き取りに充てた。この操作は状況におうじて弾力的に運用され、ライヒ銀行の手形保有増加による信用創造効果のある程度削減し、また、短期金融市場にたいしては、ライヒ銀行に法的に認められながら実際には行使されることがほとんどなかった公開市場操作を代行するもの⁽⁷⁴⁾だった。なお、この単名手形の発行以外にライヒ銀行の手形保有高増加抑制のために取られた手段としては、ライヒ銀行自身による凍結手形の発行がある。これは、特殊手形をライヒ銀行に留めたまま発行される証書だった。

これらの他勘定への振替を除いて、特殊手形はライヒ銀行および金割引銀行の内国手形保有の一環を構成することになる。その比重は、さきに見たように、1933年末から1935年末にかけて急激な上昇を遂げたあと、1937年末まで徐々に上昇しながらともかく80%台を維持していた。しかし、1938年末には、ライヒ銀行と金割引銀行の手形保有の93.5%までが特殊手形、実際にはメフォ手形によって占められることとなる。また、この時点では、流通過程にあったメフォ手形のほぼ全額がライヒ銀行に流入し、その約85%はライヒ銀行および金割引銀行の手形保有に帰していた⁽⁷⁵⁾。その結果、ライヒ銀行券の発行高は、1938年末には対前年末27億2,973万RM、49.7%という際立った増加を記録した。他方、民間銀行の手形保有がメフォ手形の流通によって影響を受けるようになるのは、さきの運用の実態から察すれば1936年以降のことと考えられるが、特に注目されるのは1937～1938年のその推移である。とりわけベルリン大銀行の手形保有はこの間に顕著な減少を示し、これと対照的に、銀行による国庫手形および割引国庫証券の保有が大幅に増加した。これらの変動の原因は、さきの単名手形が満期を迎えて償還されるにともなってメフォ手形がライヒ銀行に還流したことと同時に、1938年夏、割引国庫証券である納入者国庫証券の同年4月以降の発行を契機に、公私金融機関が保有していたメフォ手形がライヒ銀行へと流入したことに求められる。1938年4月1日からの軍事費調達方式の変更の結果がここに表出されている。

軍事費調達の新しい手段であるこの納入者国庫証券は、当初、1938年度の国防軍支出を110億RMと予定し、うち、42億RM(月額3億5,000万RM)をまかなうはずだった。満期は6ヵ月とされ、ライヒ銀行の再割引適格性は認められなかったから、ライヒ政府は10月以降毎月その償還に当たらなければならなかった⁽⁷⁶⁾。しかし周知のように、1938年初頭以来、ヒットラー政権は近隣諸国への侵攻

注(74) Deutsche Reichsbank [1935: 4], [1937: 3]; Erbe [1958: 65]

(75) このことからすれば、シャハトが1939年1月7日付のヒットラーあての書簡で、当時のライヒ銀行のメフォ手形保有を60億RMとし、短期金融市場になお60億RMのメフォ手形が流通しているとしているのは、理解しがたい。Der Präsident des Reichsbank-Direktoriums, an den Führer und Reichskanzler, den 7. Jan. 1939, in: BA: R43 II/234.

第三帝国における軍事費の手形金融

に着手し、また、東西両面作戦を予定して軍備の増強を指示していた。そのため、国防軍支出は年度開始当初から予定を上回り、その結果、納入者国庫証券の発行額も月額約5億RMの水準に達した。1938年夏のメフォ手形のライヒ銀行への流入の原因は、このような一連の過程にあった。そして、ライヒ銀行への手形の流入がライヒ銀行券の増発をもたらさないようにするには、さきに見たように、ライヒ銀行におけるライヒ国庫資金勘定によるメフォ手形保有の増額を凶らざるをえず、かくて9月末には、ライヒ国庫は資金が枯渇して支払い困難に陥った。⁽⁷⁷⁾12月にも再来するこの国庫危機は、単に経常収入を上回る軍事支出の増大に起因するばかりではなく、短期金融市場に累積したライヒ政府の過去の手形債務の重圧によるものでもあったのである。

§ 5. 第二次大戦開始までの軍事費の推移

最後に、これまで手形金融について見てきたことを要約し、1933年度より第二次世界大戦開始にいたる時期のドイツの軍事費の規模と推移を概観して、本稿を閉じることとしよう。第8表には、国防軍支出にあわせて、参考までにライヒ防衛措置関係支出も掲げてある。なお、この表での国防軍支出は、これまでの表での支出の範囲（歳計の第Ⅷ款および第ⅩⅥ款の支出と手形金融支出）とことなり、歳計の他の款に計上されている事実上の国防軍支出を含み、歳計上の国防軍支出に含まれてい⁽⁷⁸⁾る準軍事組織への補助金を控除したものである。

注 (76) "Richtlinien für die künftige Rüstungsfinanzierung", (den 10. Mär. 1938), in: BA: R2/3845.

(77) Referat Bayrhofer an den Minister, den 29. Sept. 1938, in: BA: R2/3270; "Reichsbankausweis vom 30. Sept. 1938", bearb. v. Bayrhofer u. Geissler (aus dem Reichsfinanzministerium), den 4. Okt. 1938, in: BA: R2/13475.

(78) 加算 (+) ないし控除 (-) した科目と金額は、次のとおりである。

年 度	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939 (4~8月)
1. 国防相	—	—	—	-5.5①	-69.9①	-60.1①	-41.1①
2. 陸軍	+5.1②	+47.4③	—	—	—	—	-9.6④
3. 空軍	+1.2⑤	-34.5⑥	—	-2.0⑦	-4.5⑦	-30.8⑦	-22.7⑦

注 ①ライヒ防衛措置への振替。②第ⅩⅡ款（退職金・年金）および第ⅩⅩ款（戦後処理）より陸軍 X 会計への繰入。③陸軍 X 会計への第ⅩⅡ款よりの繰入1,292万RM, および、第ⅩⅥ款（航空省）よりの繰入3,448万RM。④国民社会主義自動車隊 (NSKK) の自動車学校の管理費。⑤第ⅩⅠ款（交通省）よりの繰入。⑥陸軍 X 会計への繰入。⑦ドイツ航空スポーツ連盟 (1937年度以降, 国民社会主義航空隊 NSFK) への補助金。

このうち、X 会計とは、1920年代中頃からの、ヴェルサイユ条約の制限に反する非合法の再軍備の実施のために設置された陸軍内の会計で、これをつうじて正規の予算の水増しとその分の非合法の支出目的への組み替えが図られると同時に、財源の一部を他の款にも求めるという方法が採用された。同じ目的のために、海軍には B 会計 (B-Haushalt) があったが、その収支は明らかではない。なお、第ⅩⅧ款の陸・海軍の歳計においては、1938年度まで収入のある部分を歳入として計上せず、そのまま武器・装備等の維持・管理の費用にあてることが認められていた。したがって、その金額だけ国防軍の支出は過少に表示されていたことになる。1938年度にこの制度が改正されてあらたに歳入に計上されるようになった収入金額は、陸軍1億4,114万RM, 海軍455万RMだが、1937年度以前のこの種の収入金額は不明である。"Die Entwicklung der Haushaltsführung im Reich vom Rechnungsjahr 1932 bis zum Kriegsende", bearb. v. Max Schmidt, S. 25, (ohne Datum), in: BA: R2 Anh./23.

第8表：国防軍およびライヒ防衛措置関係支出(1933年4月～1939年8月)(100万RM)

年 度	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1938 ²⁾
I. ライヒ政府総支出	9,771.2	14,187.6	16,700.7	23,452.7	26,992.5	34,261.0	16,771.9
II. 国防軍歳出 ²⁾							
1. 第VIII款：ライヒ国防省							
国防相	2.2	3.3	4.8	122.1	276.5	391.9	93.0
A. 陸軍	480.6	704.9	1,391.9	1,746.1	1,986.0	9,132.2	3,860.7
B. 海軍	192.3	287.3	259.7	272.6	321.5	1,632.4	1,008.8
合計(第VIII款)	675.0	995.5	1,656.4	2,140.7	2,584.0	11,156.5	4,962.6
2. 第XVI款：ライヒ航空省	76.9	257.9	739.9	873.9	1,695.6	5,994.6	2,897.0
国防軍歳出合計	752.0	1,253.4	2,396.3	3,014.6	4,279.5	17,151.2	7,859.5
III. メフォ手形金融支出 ²⁾	712.4	2,145.0	3,694.3	7,251.2	6,606.5	—	—
IV. 1. 雇用創出手形金融支出 ³⁾							
a. 陸軍	50.1	35.0	4.0	0.2	—	—	—
b. 海軍	32.8	2.9	—	—	—	—	—
c. 空軍	53.0	23.8	5.2	2.1	0.0	—	—
合計	135.9	61.7	9.1	2.3	0.0	—	—
2. 国家的に価値ある労働振興のための寄付金の支出 ³⁾	66.6	—	—	—	—	—	—
V. 国防軍支出：総括							
1. 歳出(II)	752.0	1,253.4	2,396.3	3,014.6	4,279.5	17,151.2	7,859.5
(構成比, %)	(45.1)	(36.2)	(39.3)	(29.4)	(39.3)	(100.0)	(100.0)
(対前年度比, %)	—	(168.4)	(189.5)	(125.8)	(142.1)	(400.4)	—
2. 手形金融支出(III+IV)	914.9	2,206.7	3,703.4	7,253.5	6,606.5	—	—
(構成比, %)	(54.9)	(63.8)	(60.7)	(70.6)	(60.7)	(—)	(—)
(対前年度比, %)	—	(241.2)	(167.8)	(195.9)	(91.1)	—	—
合計(V)	1,666.9	3,460.1	6,099.6	10,268.1	10,886.0	17,151.2	7,859.5
(構成比, %)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
(対前年度比, %)	—	(207.7)	(175.5)	(168.4)	(106.0)	(157.6)	—
VI. 総支出に占める国防軍支出の割合(%)	17.1	24.5	36.5	43.8	40.3	50.1	46.9
VII. ライヒ防衛措置関係支出 ⁴⁾	3.0	29.9	75.9	113.6	311.7	621.2	369.2
(内、雇用創出手形金融支出)	(3.0)	(17.2)	(10.7)	(0.6)	(0.0)	(—)	(—)
VIII. 国防軍統合司令部国防経済・軍備局作成の統計							
1. 国防軍支出 ⁵⁾	914.8	3,490.2	6,531.4	9,575.9	11,311.1	7,073.3	...
2. a. 国防軍の経常需要 ⁷⁾	3,000	4,300	ca. 6,300	...
(%)	(33.0)	(38.4)	ca. (36.4)	...
b. 国防軍の建設需要 ⁷⁾	6,100	6,900	ca. 11,000	...
(%)	(67.0)	(61.6)	(63.6)	...
合計 2. a. + b.	9,100	11,200	ca. 17,300	...
(%)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	...

資料出所および注記：1) 1939年4～8月。1939年度の支出総額は522億3,773万RM, 内、国防軍統合司令部：1億5,903万RM, 陸軍：163億6,874万RM, 海軍：30億5,220万RM, 空軍：92億963万RM, 国防軍支出の合計：287億8,960万RMである。

2) 第4表を参照されたい。ただし、歳出は、本文の注(78)で述べた修正後の金額である。

3) 第3表を参照されたい。

4) 1939年度の数値は4～8月のみでなく、年度の支出総額である。

5) "Gesamtausgaben des Reichs (1933-1938)", bearb. v. Tischbein, den 4. Nov. 1938, in: BA-MA: Wi VI/104.

6) 1938年4～8月。

7) "Deutschlands Wehrwirtschaftspotential bei Kriegsausbruch", bearb. v. Tomberg, den 26. Febr. 1940, S. 29, in: BA-MA: Wi IF/3442.

第三帝国における軍事費の手形金融

第9表：海軍支出の内訳と推移（1933～1939年度）（100万RM, 括弧内：％）

年 度	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939
I. 継続費：							
1. 役 務 費	19.7 (6.3)	22.6 (4.6)	29.6 (4.3)	43.8 (3.8)	52.7 (3.6)	72.8 (4.1)	106.5 (4.5)
2. 艦船修繕費	14.7 (4.7)	15.2 (3.1)	19.9 (2.9)	33.0 (2.8)	38.2 (2.6)	35.4 (2.0)	66.2 (2.8)
3. 造船所経営費	6.5 (2.1)	8.2 (1.7)	10.5 (1.5)	13.6 (1.2)	19.2 (1.3)	24.6 (1.4)	39.4 (1.6)
4. 兵 器 費	19.6 (6.3)	26.6 (5.4)	35.2 (5.1)	48.4 (4.2)	64.0 (4.3)	65.4 (3.7)	94.1 (3.9)
5. そ の 他	19.1 (6.1)	27.4 (5.5)	37.1 (5.3)	45.6 (3.9)	63.7 (4.3)	79.9 (4.5)	110.4 (4.6)
6. 軍人人件費	28.9 (9.3)	34.3 (6.9)	41.5 (6.0)	49.5 (4.3)	58.6 (4.0)	70.0 (4.0)	96.2 (4.0)
7. その他の人件費	17.0 (5.5)	19.6 (3.9)	25.8 (3.7)	34.2 (2.9)	42.6 (2.9)	55.4 (3.2)	75.9 (3.2)
継続費計	125.5 (40.3)	153.9 (31.0)	199.6 (28.7)	268.1 (23.1)	339.0 (22.9)	403.5 (23.0)	588.7 (24.6)
対前年度比(％)	107.9	122.6	129.7	134.3	126.4	119.0	145.9
II. 一時費：							
1. 艦船建造費	76.1 (24.4)	172.3 (34.7)	287.0 (41.3)	561.3 (48.4)	603.1 (40.8)	458.8 (26.1)	545.1 (22.8)
2. 在来艦船改善費	8.0 (2.6)	14.1 (2.8)	6.8 (1.0)	4.1 (0.4)	19.2 (1.3)	19.8 (1.1)	16.9 (0.7)
3. 航空隊費	7.2 (2.3)	0.2 (0.0)	0.0 (0.0)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
4. 兵 器 費	52.6 (16.9)	68.2 (13.7)	40.8 (5.9)	68.2 (5.9)	147.0 (9.9)	179.5 (10.2)	285.7 (12.0)
5. 基 地 費	19.5 (6.3)	17.9 (3.6)	44.7 (6.4)	105.4 (9.1)	161.9 (11.0)	349.3 (19.9)	375.1 (15.7)
6. 宿 営 費	9.6 (3.1)	14.7 (3.0)	37.5 (5.4)	59.4 (5.1)	66.3 (4.5)	87.8 (5.0)	131.3 (5.5)
7. 住宅建設費	0.6 (0.2)	1.2 (0.2)	2.3 (0.3)	0.2 (0.2)	4.1 (0.3)	6.9 (0.4)	18.3 (0.8)
8. 住宅資金貸付	— (—)	1.6 (0.3)	3.7 (0.5)	7.7 (0.7)	16.1 (1.1)	46.0 (2.6)	41.4 (1.7)
9. 平時用施設投資	1.6 (0.5)	17.8 (3.6)	16.6 (2.4)	15.6 (1.3)	48.6 (3.3)	97.5 (5.6)	238.9 (10.0)
10. 動員時用施設投資	6.4 (2.1)	23.3 (4.7)	17.7 (2.5)	14.0 (1.2)	27.5 (1.9)	47.0 (2.7)	79.7 (3.3)
11. そ の 他	2.3 (0.7)	9.1 (1.8)	12.2 (1.8)	25.9 (2.2)	28.1 (1.9)	44.0 (2.5)	18.8 (0.8)
12. 臨時費等	2.4 (0.8)	2.2 (0.4)	26.2 (3.8)	29.0 (2.5)	17.6 (1.2)	16.2 (0.9)	50.0 (2.1)
一時費計	186.3 (59.7)	342.6 (69.0)	495.5 (71.3)	892.6 (76.9)	1,139.5 (77.1)	1,352.8 (77.0)	1,801.2 (75.4)
対前年度比(％)	262.0	183.9	144.6	180.1	127.7	118.7	133.1
支出総額	311.8 (100)	496.5 (100)	695.1 (100)	1,160.7 (100)	1,478.5 (100)	1,756.3 (100)	2,389.9 (100)
対前年度比(％)	166.4	159.2	140.0	167.0	127.4	118.8	136.1

資料出所：“Übersichtstabellen zu den Marinehaushalten in den Jahren 1890 bis 1939”, in: “Die Entwicklung der Marinehaushalte in den Jahren 1890 bis 1914 und 1924 bis 1939. Vorschlag für die Aufstellung der nächsten Friedenshaushalte”, in: BA-MA: RM 19/20. なお、1939年度の臨時費は、この文書作成の時点では6億3,500万RMが使途未決定だったが、先立つ年度との比較のため、5,000万RMのみを計上したとのことである。

最初に、メフォ手形金融がおこなわれていた1937年度までの軍事費について。1937年度までの5年間の国防軍支出総額は323億8,072万RMであり、このうち、116億9,578万RM(36.1%)は経常財源による歳出として支出され、206億8,494万RM(63.9%)は手形金融によってまかなわれた。従来の統計(第1表)との相違が手形金融支出の評価にかかわるものであることは、繰り返し指摘してきたとおりである。ここではむしろ、この源泉をことにする支出の構成が年度によってかなりの変動を示していることに注意したい。問題は、それぞれの支出がどのような用途に向けられていたかである。

この問題を検討する一つの手掛りとして、この表のVIII欄に掲げた国防軍統合司令部国防経済・軍備局作成の統計がある。このうち、とくにVIII-2欄の統計においては、1936~1938年度についてのみだが、国防軍支出が経常需要と建設需要の二種類に分けて示されている。この場合、経常需要と建設需要という区分については、原資料ではなんらの説明も与えられていない。筆者の試算の結果における歳出と手形金融支出の構成と、この経常需要および建設需要支出の構成は、1937年度にかんするかぎり金額においても構成比においてもほぼ見合っているけれども、他の年度についても一般的にそのように判断できるかどうかについては、若干の留保が必要である。

別の手掛りとして、海軍については、海軍財政局が作成した1939年度までの支出統計がある(第9表)。その時期を追っての検討は別の機会に譲るとして、この表での継続費 *Fortdauernde Ausgaben* と一時費 *Einmalige Ausgaben* の区別についてのみ言及しておこう。海軍財政局の説明によれば、後者は、歳出における一時費、2月、3月、5月の各計画の支出からなっている。このうちどれほどの金額が手形金融によるものかは不明だが、一時費の主体が手形金融だったことは確かだろう。そして、用途別に見た主体は、艦船建造費⁽⁷⁹⁾だった。他方、陸軍においては、さきにVIIIAM会計についてその一端を垣間見たように、メフォ手形金融によって主として武器、弾薬、機材が調達され、生産設備の建設がおこなわれたことは確かだが、金額は僅かとはいえ初期には人件費もこれによってまかなわれていた。ただし、1935~1937年度にかんしては、筆者には手形金融支出の内訳は目下のところ全く不明である。空軍の場合には、1933~1937年度の全期間について、これを解明しうる資料は知られていない。

したがって推察の域を出るものではないが、結局、各軍において何をもって手形金融支出とするかは、ある活動の経済的性格のみならず、秘匿の必要等の政治的事情や軍備拡張計画の内容によ

注(79) "Die Entwicklung der Marinehaushalte in den Jahren 1890 bis 1914 und 1924 bis 1939. Vorschlag für die Aufstellung der nächsten Friedenshaushalte", gez. v. Baeumker, den 11. Mär. 1940, in: BA-MA: RM 19/20. この文書が掲げる支出統計(本稿第9表)を利用するうえでの難点は、手形金融支出を別としても、歳計決算の科目および金額との対照が不可能なことである。さきに指摘したように、支出規模にかなりの差異があるにもかかわらず、その理由は明らかではない。しかし、当時の海軍支出の包括的な統計としては、これが利用可能な唯一の資料である。

第三帝国における軍事費の手形金融

でも規定されていたようであり、国防経済・軍備局のいう建設需要と経常需要の区別は、各軍の支出をさらに整理しなおした結果だと思われる。

次に、1938年度と1939年8月までの軍事費について。1938年度の国防軍支出はその全額が歳計に計上されており、したがって、歳計決算の第Ⅷ款と第ⅩⅥ款の歳出の合計額から準軍事組織への補助金を除いた171億5,114万RMが国防軍支出の総額である。なお、この国防軍支出のうち納入者国庫証券の発行によってまかなわれたのは、55億4,990万RMである⁽⁸⁰⁾。その結果、1938年度の国防軍支出は、対前年度1.58倍の増加を示し、1937年度における停滞を脱して1936年度（対前年度1.68倍）に次ぐ急膨脹を遂げた。なお、1938年度の国防軍支出は、同年度のライヒ政府支出総額の50.1%を占めており、また、政府支出総額の対前年度増加における国防軍支出の寄与率は81.7%だった。

1939年4～8月の国防軍支出は、従来の統計では119億620万RMとされてきたが、これは、開戦を契機に設置された特別会計と在来の経常会計との関係についての誤った理解にもとづく過大評価である⁽⁸¹⁾。筆者の試算によれば、その規模は78億5,953万RMであり、このうち、納入者国庫証券によってまかなわれたのは、1939年4月の6億5,000万RMのみである⁽⁸²⁾。この支出規模は、前年度同時期の11%増である。このことは、1939年度の開戦以前の国防軍支出の増加が、1938年度の対前年度増加に比べて著しく鈍化していたことを示している。

軍事費発展のこのような過程をふりかえってみると、1933年以降、軍事費は決して直線的な増加の道を辿ったのではなく、また、歳出と手形金融支出との関係も変動が常だったことが明らかである。この一連の過程から、われわれはあらためて、ドイツの再軍備が、兵力の維持や戦争経済力の強化と区別された軍備そのものの拡充にいかにか大きな比重を与えてきたかを知ることができよう。そして、1936年における手形金融支出の急激な拡大と翌37年における停滞は、軍備の強行による経済過程での様々な陰路の発生への反映であろう。さらに、政治的危機の年として知られる1938年に再び軍事費が噴出し、翌39年の前半の停滞へと転じてゆく過程では、ライヒ政府もまた国庫危機に陥った。これらの諸過程は、あらためて軍事財政をめぐる政策決定過程として解明されねばならない。

注 (80) Vermerk der Wirtschaftsstelle des OKW, betr. Zinszahlungen, Stichtag 31. 3. 1939, den 31. Mär. 1939, in: BA: R2/3230.

(81) 1939年4～8月の国防軍歳出として Genske [1948: Table IV] が掲げる数値（第1表Ⅱ欄）は、この年度の経常歳計の歳出全額である。しかし、開戦後、経常歳計による支出が打ち切られてすべての国防軍支出が特別歳計をつうじておこなわれるようになったわけではなく、すでに着手されている事業にかんする一時費の支出は、従来どおり経常歳計をつうじておこなわれたのである。そこで、本稿では、1939年度の国防軍歳出決算額について、継続費は全額を8月までの支出とみなし、一時費のうち5/12を8月までの支出として扱うこととしている。国防軍支出の上記両会計への計上の基準については、Oberkommando der Wehrmacht, 35 n 19 Beih. 1/3112/39 WH (IIa), (betr. Buchung der Einnahmen und Ausgaben im X-Fall), den 12. Sept. 1939, (Auszugsweise Abschrift), in: BA: R2/12135 を参照した。

(82) "Die Finanzierung der Wirtschaftsgruppen während des Hitlerregimes", bearb. v. Archiv des ehemaligen Reichsfinanzministeriums, A 653/46, den 4. Aug. 1948, in: BA: R2 Anh./37.

引用文献目録(公刊文献およびこれに準ずる文献。)

- Albert, Ursula 1956 *Die deutsche Wiederaufrüstung der Dreißiger-Jahre als Teil der staatlichen Arbeitsbeschaffung und ihre Finanzierung durch das System der Mefo-Wechsel*, Diss. Nürnberg.
- Benett, Edward W. 1979 *German Rearmament and the War, 1932—1933*, Princeton University Press.
- Boelcke, Willi A. 1985 *Die Kosten von Hitlers Krieg*, Schöningh.
- Brüning, Heinrich 1970 *Memoiren 1918—1934*, Deutsche Verlags-Anstalt=1974—1977 佐瀬昌盛他訳, 『ブリューニング回顧録(上, 下巻)』ペリかん社。
- Caroll, Berenice A. 1968 *Design for total War: Arms and Economics in the Third Reich*, Moulton.
- Deutsche Bundesbank (hrsg. v.) 1976 *Deutsches Geld- und Bankwesen in Zahlen 1876—1975*, Verlag Fritz Knapp.
- Deutsche Reichsbank (hrsg. v.) *Verwaltungsberichte 1933—1943*, Berlin.
- Deutsche Verwaltung für Statistik in der sowjetischen Besatzungszone (hrsg. v.) *Statistische Praxis: Monatszeitschrift des Statistischen Zentralamtes*, 1946—.
- Dülffer, Jost 1973 *Weimar, Hitler und die Marine: Reichspolitik und Flottenbau 1920—1939*, Droste Verlag.
- Eichholtz, Dietrich 1969 *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939—1945*, Band I: 1939—1941, Akademie Verlag.
- Erbe, René 1958 *Die nationalsozialistische Wirtschaftspolitik im Lichte der modernen Theorie*, hrsg. v. Basle Centre for Economic and Financial Research Series B, No. 2, Polygraphischer Verlag.
- Genske, Walter 1948 "Affidavit, Nuremberg, 12 July 1948", Wilhelmstraßenprozeß, Schwerin von Krosigk Doc. No. 324, available from the Library and Records Department of the Foreign and Commonwealth Office, Great Britain.
- Geyer, Michael 1975 "Das Zweite Rüstungsprogramm (1930—1934)", *Militärgeschichtliche Mitteilungen* 1951-1: 125-172.
- 1978 "Der zur Organisation erhobene Burgfrieden", Klaus Jürgen Müller et al. (hrsg. v.), *Militär und Militarismus in der Weimarer Republik*, Droste Verlag.
- 1980 *Aufrüstung oder Sicherheit: Die Reichswehr in der Krise der Machtpolitik 1924—1936*, Franz Steiner Verlag.
- 1981 "Rüstungsbeschleunigung und Inflation. Zur Inflationsdenkschrift des Oberkommandos der Wehrmacht vom November 1938", *Militärgeschichtliche Mitteilungen* 1981-2: 121-186.
- 1985 "The Dynamics of Military Revisionism in the Interwar Years. Military Politics between Rearmament and Diplomacy", Wilhelm Deist (ed.), *The German Military in the Age of Total War*, Berg.
- Grotkopp, Wilhelm 1954 *Die große Krise, Lehren aus der Überwindung der Wirtschaftskrise*

- 1929/32, Econ Verlag.
- Hansen, Ernst Willi 1978 *Reichswehr und Industrie. Rüstungswirtschaftliche Zusammenarbeit und wirtschaftliche Mobilmachungsvorbereitungen 1923—1934*, Harald Boldt Verlag.
- Hansmeyer, Karl-Heinrich; Caesar, Rolf 1976 “Kriegswirtschaft und Inflation (1936—1948)”, Deutsche Bundesbank (hrsg.) *Währung und Wirtschaft in Deutschland 1876—1975*, Verlag Fritz Knapp. = 1984 吳 文二・由良玄太郎監訳, 日本銀行金融史研究会訳, 『ドイツの通貨と経済—1876~1975—(上・下巻)』東洋経済出版社。
- Henke, Josef 1982 “Das Schicksal deutscher zeitgeschichtlicher Quellen in Kriegs- und Nachkriegszeit: Beschlagnahme-Rückführung-Verbleib”, *Vierteljahrsheft für Zeitgeschichte*, 30-4.
- Hennig, Eike 1975 “Industrie, Aufrüstung und Kriegsvorbereitung im deutschen Faschismus (1933—1939): Anmerkungen zum Stand <der> neueren Faschismuskussion”, *Gesellschaft: Beiträge zur Marxschen Theorie* 5: 68-148.
- Homze, Edward L. 1976 *Arming the Luftwaffe: The Reich Air Ministry and the German Aircraft Industry 1919—39*, University of Nebraska Press.
- Irving, David 1970→1979 *Die Tragödie der Deutschen Luftwaffe: Aus Akten und Erinnerungen von Feldmarschall Milch*, Ulstein.
- Kuczinski, Jürgen 1963 *Studien zur Geschichte des staatsmonopolistischen Kapitalismus in Deutschland 1918 bis 1944*, Akademie Verlag.
- Lachmann, Manfred 1965 *Zu Problemen der Bewaffnung des imperialistischen deutschen Heeres (1919—1939)*, Diss. Leipzig.
- Länderrat des amerikanischen Besatzungsgebietes (hrsg. v.) 1949 *Statistisches Handbuch von Deutschland*, München.
- 大島 通義 1974 「雇用創出政策の成立」, 『三田学会雑誌』67-2, 3: 77-106.
- 1976 「ヒットラー・国防軍・会計検査院」, 『三田学会雑誌』69-5: 298-318.
- Oshima, Michiyoshi 1980 “Die Bedeutung des Kabinettsbeschlusses vom 4. April 1933 für die autonome Haushaltsgebarung der Wehrmacht”, *Finanzarchiv*, N. F. 38-2: 193-235.
- 大島 通義 1983 「ドイツ・ライヒの財政収支」, 『三田学会雑誌』76-1: 151-174.
- Petzina, Dieter 1967 “Hauptprobleme der deutschen Wirtschaftspolitik 1932/33”, *Vierteljahrsheft für Zeitgeschichte*, 15-1: 18-55.
- 1980 “Staatliche Ausgaben und deren Umverteilungswirkungen——das Beispiel der Industrie- und Agrarsubventionen in der Weimarer Republik, Fritz Blauch (hrsg. v.) *Staatliche Umverteilungspolitik in historischer Perspektive*, Duncker & Humblot/Berlin.
- Rautenberg, Hans Jürgen 1973 *Deutsche Rüstungspolitik vom Beginn der Genfer Abrüstungskonferenz bis zur Wiedereinführung der allgemeinen Wehrpflicht 1932—1935*, Diss. Bonn.
- Repgen, Konrad; Booms, Hans (hrsg. v.) 1983 *Akten der Reichskanzlei. Regierung Hitler 1933—1938*, Teil I: 1933/34, Harald Boldt Verlag.
- RABl=Reichsarbeitsblatt.
- RGBl=Reichsgesetzblatt.
- Ries, Bertold 1964 *Die Finanzpolitik im Deutschen Reich von 1933—1935*, Diss. Freiburg i. Br.

- Schacht, Hjalmar 1949 *Abrechnung mit Hitler*, Michaelis-Verlag.
—— 1953 *76 Jahre meines Lebens*, Bad Wörishofen=1955永川秀男訳『我が生涯』(上・下), 経済批判社。
- Schiller, Karl 1936 *Arbeitsbeschaffung und Finanzierung in Deutschland*, Junker und Dünnhaupt Verlag.
- Schweitzer, Arthur 1958 “Die wirtschaftliche Wiederaufrüstung Deutschlands von 1934—1936”, *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft* 114: 594—637.
—— 1964 *Big Business in the Third Reich*, Eyre & Spottiswoode.
- Schwerin von Krosigk, Lutz Graf 1974 *Staatsbankrott. Die Geschichte der Finanzpolitik des Deutschen Reiches von 1920 bis 1945, geschrieben vom letzten Reichsfinanzminister, Muster-schmidt*.
- Stelzner, Jürgen 1976 *Arbeitsbeschaffung und Wiederaufrüstung 1933—1936. Nationalsozialistische Beschäftigungspolitik und Aufbau der Wehr- und Rüstungswirtschaft*, Diss. Tübingen.
- Stephan, Walter 1939 “Schlußbilanz der Arbeitsbeschaffungsprogramme”, *RABl*, II, 19: 11/12, den 25. April 1939.
- Stuebel, Heinrich 1951 “Die Finanzierung der Aufrüstung im Dritten Reich”, *Europa-Archiv* 20. Juni 1951: 4128—4136.
- Thiele, (Flottenintendant) 1944 “Die Entwicklung des Marinehaushalts von 1930 bis 1939, gehalten vor den Verwaltungsoffizieren des Ausbildungskommandos für Verwaltungsoffiziere der Kriegsmarine in Prag am 12. Juli 1944”, available from the Library and Records Department of the Foreign and Commonwealth Office, Great Britain.
- TMWC= *Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal* 1949 Nurenberg.
- Volkman, Hans Erich 1979 “Die NS-Wirtschaft in Vorbereitung des Krieges”. Militärgeschichtliches Forschungsamt (hrsg. v.), *Das Deutsche Reich und der Zweite Weltkrieg*, Bd. 1, *Ursachen und Voraussetzung der deutschen Kriegspolitik*, Deutsche Verlags-Anstalt.
- Witt, Peter-Christian 1982 “Finanzpolitik als Verfassungs- und Gesellschaftspolitik. Überlegungen zur Finanzpolitik des Deutschen Reiches in den Jahren 1930 bis 1932”, *Geschichte und Gesellschaft* 8: 386—414.
- Wolffsohn, Michael 1977 *Industrie und Handwerk im Konflikt mit staatlicher Wirtschaftspolitik?: Studien zur Politik der Arbeitsbeschaffung in Deutschland 1930—1934*, Duncker & Humblot.
- 付記：本稿における文献の表示は、原則として〈ソシオロゴス方式〉による。

(経済学部教授)